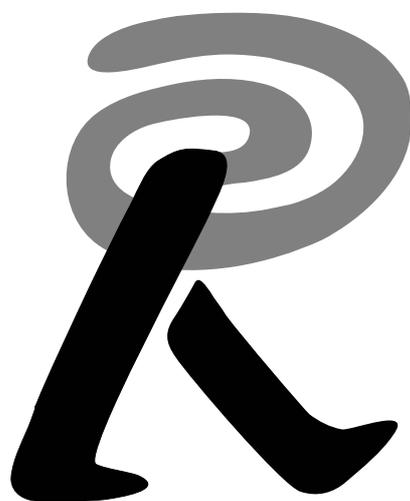


横浜市立大学の新たな大学像について



平成15年10月29日

横浜市立大学

目 次

第1章 大学改革 - その背景と検討の経緯

第2章 私たちの目指す大学

- 2 - 1 教育に重点を置く国際教養大学 ----- 3
- 2 - 2 教育研究の活性化に向けた組織体制 ----- 4
- 2 - 3 地域貢献 - 横浜市民の視点 ----- 4

第3章 教育研究体制の改革

- 3 - 1 教養教育 - リベラルアーツの精神 ----- 6
- 3 - 2 国際総合科学部 ----- 7
- 3 - 3 医学部 ----- 12
- 3 - 4 教職課程等について ----- 14
- 3 - 5 学部における入学者選抜 ----- 14
- 3 - 6 大学院 ----- 16
- 3 - 7 学部とコースの運営について ----- 19
- 3 - 8 教授会 ----- 21
- 3 - 9 研究院 ----- 21
- 3 - 10 研究所等 ----- 22

第4章 学生への支援の充実

- 4 - 1 キャリア開発支援の体系化及び責任体制の確立 ----- 24
- 4 - 2 教育支援体制の確立 ----- 24
- 4 - 3 心身の健康を維持するための体制整備 ----- 25
- 4 - 4 就学のための経済面での支援制度の充実 ----- 25
- 4 - 5 留学支援制度の充実 ----- 25

第5章 地域貢献

- 5 - 1 教育による地域貢献 ----- 26
- 5 - 2 生涯学習事業 ----- 26
- 5 - 3 知的財産の管理活用と産学連携の推進 ----- 27
- 5 - 4 研究による地域貢献 ----- 28
- 5 - 5 診療による地域貢献 ----- 29
- 5 - 6 学術情報センター ----- 29

第6章 管理運営 持続可能な経営の確立

6 - 1	社会の変化に対応する運営の革新	3 0
6 - 2	教育・研究の活性化に向けた人事システム等の構築	3 1
6 - 3	教育研究活動等に関する全学的な評価システムの構築	3 2
6 - 4	教育研究活動等の活性化に向けた総合的な教員評価制度による任期の設定と年俸制の導入	3 3
6 - 5	カリキュラムの管理システムの構築	3 5
6 - 6	新しい市立大学の運営を担う事務組織の構築	3 6
6 - 7	持続可能な経営の確立と自立的経営の促進	3 7

第7章 医学部と附属2病院

7 - 1	講座制の廃止、医局の見直しについて	3 8
7 - 2	附属2病院について	3 8

第8章 学術情報センター

8 - 1	「新しい大学像」を支える学術情報センターの果たす役割	4 1
8 - 2	学術情報の収集	4 1
8 - 3	情報サービス機能の充実	4 1
8 - 4	学術情報センター運営の効率化	4 1

付属資料

1	独立行政法人化した場合の組織体制	1
2	大学改革中期プラン・大学改革中期アクションプランについて	2
3	大学改革市民アンケート調査概要	9

第1章 大学改革 - その背景と検討の経緯

横浜市立大学は今年創立75周年を迎える伝統ある中規模の総合大学である。商学部と医学部の歴史は古く、遠く明治時代初期にまで遡ることができる。横浜は文明開化発祥の地であり、社会改革を伝統の一部として受け入れてきた進取の気性に富んだ人々の住む国際都市として発展してきた。横浜の発展とともに、幾多の有為な人材を社会に輩出してきたことは本学の誇りとするところである。

一方、戦後間もなく導入された新教育制度は、1950年代から1970年代前半の高度成長期を人材供給面から力強く支えてきた。そして1990年代前半に見舞われたバブル崩壊を機に私達の社会は非「成長・拡大」の時代に入り、持続可能な市民社会の構築が強く求められるようになった。

非「成長・拡大」の時代的背景には、少子高齢化、高度情報化社会の到来と急速なグローバル化の進行がある。それとともに、高等教育の大衆化が広く浸透し、人々の大学に期待する内容も多様化してきた。大学はこういった変革を続ける市民社会の要請に耳を傾け、それらに的確に、迅速に応えなければならない。市立大学もその例外ではない。

本学も真摯に自らを省み、これまでのともすれば硬直化しがちな教育研究体制にメスを入れ、優れているものはさらに伸ばすとともに、改善、削減すべきものには勇気をもって対応しなければならない。横浜市が有する意義ある大学、横浜市民の要請に応える大学の実現に向け、いまこそ全学を挙げて大胆な大学改革に取り組む所存である。

わが国における大学改革の出発点は、今から約20年前にさかのぼり、高等教育全般にわたる改革課題を指摘してきた首相の諮問機関「臨時教育審議会（昭和59年8月発足）」より、教育改革に関する第4次答申（最終答申）が昭和62年8月にまとめられ、あわせて改革を推進していく上で必要な具体的方策を検討するために、大学審議会の創設も提言された。これを受け、昭和62年文部省は同審議会を設置した。以降、高等教育の個性化、教育研究の高度化並びに組織運営の活性化などの実現に向け、具体的な改善方策が検討されてきた。平成3年6月の大学設置基準の改正は、こうした一連の改革の動きを一層加速させる契機となった。そして、大学審議会からは毎年数多くの答申が行われ、平成10年10月に公表された大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」ではその精神が、副題「競争的環境の中で個性が輝く大学」によく表されている。また、平成14年4月の中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育のあり方について」では、教養教育を中心とした大学等への改組など、大学教育における教養教育の重要性と方向性などが提言された。これらを経て平成15年7月には地方独立行政法人法（特例として公立大学法人）と国立大学法人法が制定された。これらの法の特徴は個々の大学に大幅に裁量権を委ねる代わりに、設立団体が定める中期目標、及び各大学が自ら定める中期計画に沿ってその達成度が認証評価機関によって評価されることにある。

国立大学は平成16年4月を期に一齐に国立大学法人に移行することとなり、公立大学も地方独立行政法人法に則ってこの選択肢を採用するか否かの判断が迫られている。本大

学改革案ではこの精神を最大限に活用する方向で検討を進めた。

本学における大学改革の取り組みを振り返ると、まず、昭和54年に大学の長期的かつ総合的な展望に基づく将来構想の樹立を図るための学長の諮問機関として、将来構想委員会を設置した。将来構想委員会では、大学改革の方向性に関し平成10年頃からさまざまな検討を行ってきた。また、この間、学外有識者からなる「横浜市立大学に関する懇話会」、「横浜市立大学に関する懇談会」、「大学改革検討懇談会」を設置し、数多くの貴重な提言も受けてきた。そして平成14年12月には将来構想委員会が2年間にわたる全学的討議を経て「本学の中期目標・中期計画(案)について」報告書をまとめた。その骨子は1)一年次に「領域横断的な智」を授ける教養教育を充実すること、2)教育と研究とを組織上分離し、教育の比重を大学本来の姿に戻すことの2点である。これと平行して平成15年1月には学長を議長とする大学改革戦略会議が大学改革の方向性について検討を重ね報告書をまとめた。カリキュラムの編成と執行責任を明確にすること、現代人の心得として教養教育、コミュニケーションスキルとしての語学教育、IT教育の重要性などが指摘された。

他方、横浜市長の諮問機関である「市立大学の今後のあり方懇談会」は、そのあり方について平成15年2月に市長に答申を行い「教育に重点を置いたプラクティカルなりベラルーツカレッジ」を大学の目標とし、財政的に大幅な改善をすることなどを提示した。

以上のような経緯を経て、本学は自ら改革を遂行すべく「市立大学改革推進・プラン策定委員会(略称プロジェクトR(reborn))」を立ち上げ、全学的視点から大学改革案の作成に取りかかった。

平成15年8月に「大学改革案の大枠の整理について」をまとめ、その後大枠に対する学内の意見を集約しつつ、ここに横浜市立大学の大胆な大学改革案の策定に至った。本改革案の焦点は、1)リベラルアーツ教育を通して人間形成を促しつつ、市民社会からの強い要請でもある専門教育とを合わせて行う「横浜に根ざした国際教養大学」を目指し、2)財政面においても説明責任が果たせるよう地域貢献を全うしつつ、持続可能な大学運営の方向性を示したことにある。

第2章 私たちの目指す大学

2 - 1 教育に重点を置く国際教養大学

横浜市立大学は、「発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学」を明確な目標とする。

現代日本社会は、グローバル化、情報化、科学技術の高度化、少子高齢化、社会経済の成熟化など、旧来の常識や慣行では対処できない新たな諸課題に直面している。こうした時代のなかで、社会の大学教育に対する関心と期待が高まっており、創造力、積極的な問題発見・解決能力を持った人材の育成が求められている。

特に横浜市では、「民の力」が存分に発揮される都市社会の実現を目指し、市民活動の推進や経済の活性化などを基調とする戦略的な政策展開が行われており、市民一人ひとりの自律を図り、生活の質を向上させる方向が打ち出されている。こうした基本政策の実現に向けて、市民社会や企業活動が求める人材を育成していくためには、はじめから狭い専門領域の教育を行うだけでなく、幅広く総合的な教養と知識を修得させ、視野の広さや大局的な判断力を養うとともに専門性を高めていく教育が必要とされる。本学が、横浜市が有する意義をもつ大学として生まれかわるためには、こうした課題に応える教育を行うことを、大学の目標として明確にしなければならない。

さらに、大学入学者の状況をみれば、初等・中等教育の変化、大学全入時代の到来によって、その基礎学力低下、目的意識希薄化などの事態が生じている。大学入学時点で、学ぶべき専門領域や将来の進路を見定めていない学生も少なくない。こうした点からも、大学はこれまでの教育システムを大胆に改革する必要がある。

このように、これからの大学教育、特に学部教育には、高度な専門的能力獲得の基盤となる基礎学力、広い視野と大局的な判断力、豊かな人間性・倫理観などの育成を、重点的かつ組織的に進めていくことが求められているが、それらを社会との接点をもった実践的視点から行うことが不可欠である。同時に、国際社会で通用する能力、すなわち文章作成・発表・討論などの能力、英語を中心とする語学力を育てることも要請されている。以上の要請を満たすべく本学が行う教育を総称して、「プラクティカルなリベラルアーツ(実践的な教養教育)」と定義する。

市立大学は、これまで医学部、商学部、国際文化学部、理学部の4学部と看護短期大学部を擁し、それぞれの専門教育に成果をあげるとともに、全学共通の一般教養教育にも力を注いできた。しかし、時代の変化に的確に対処し、教養教育と専門教育の実践的結合を図り、プラクティカルなリベラルアーツ教育を総合的に行うことを目的として、商学部・国際文化学部・理学部の3学部を統合して国際総合科学部を設置することとした。国際総合科学部では、領域横断的で実践的な教養教育を行い、入学時ではなく1年次終了後に専門分野を決定し、またその後も変更を可能とする柔軟な教育システムを設ける。そして4年間を通じて教養教育と専門教育とを有機的に結び付け、国際都市・横浜にふさわしい国際

性、創造性、倫理観をもった人材を育てることを目標とする。

2 - 2 教育研究の活性化に向けた組織体制

(1) 教育組織と研究組織の分離

現代の社会はこれまでの枠組みでは解決できない様々な問題に直面している。大学はこうした状況の解決にいかにかその責任を果たしていくかが問われている。小さいながら人文・社会科学系、自然科学系、医学・看護系と多彩な教育・研究領域を持つ横浜市立大学がオンリーワンの存在としてその特徴を発揮させるためには、既存の研究領域の枠を超えた領域横断的研究分野を開拓し、社会のニーズに対応した柔軟な教育・研究体制を作ることが横浜市の公立大学としての責任を果たしていく道である。そのために教育組織としての学部は、学部の縦割りを廃し、時代のニーズに柔軟に対応できる2学部（国際総合科学部と医学部）とし、病院に所属する教員以外の教員が所属し研究を行う研究組織として3つの研究院（人文・社会科学系、自然科学系、医科学系研究院）を設置する。

(2) 教育体制

学部教育はプラクティカルなりベラルアーツ（実践的な教養教育）を目指す国際総合科学部と市民の医療、健康などの教育を担う医学部を置く。大学院は専門性を高め、地域に貢献できる人材を育成する研究科・専攻を設ける。学部1年次において全員の学生に横浜市立大学独自の教養教育を行う。それぞれの教育組織において、カリキュラムの管理責任を明確にするとともに、教育目標をカリキュラムの中に反映させる。

(3) 研究体制

病院教員以外の教員が所属し研究を行う組織として、人文・社会科学系、自然科学系、医科学系の3研究院を設置する。その研究成果を学部・大学院においては教育に、病院においては診療に反映させる。研究院での研究は教員の個人研究、共同研究、プロジェクト研究、教育プログラム研究、産学連携共同研究等である。

2 - 3 地域貢献 横浜市民の視点

横浜市立大学は、横浜市が有する意義のある大学として、市民が誇りうる、市民に貢献する大学となることを、本学の明確な目標とする。

本学は、それぞれの学部・大学院教育を通して、産業、医療、教育等、地域社会に有為な人材を輩出している。また、生涯学習や共同研究、調査等により、知的財産や研究の成果を市民や産業界に還元することにも取り組んでいる。さらに、病院は診療を通して、直接市民の健康な生活に寄与している。

しかし、これら大学としての活動が、ともすれば、地域への貢献という使命を大学全体

の基本的理念・目標や共通認識として確立せずに進められてきた一面は否定できない。

そのため、新しい大学像を創造するにあたり、地域への貢献は、市立大学が果たすべき基本的責務であり、全教職員の職務の目的として位置づけ、横浜市、横浜市民、市内産業界等への寄与を明確にできるよう、大学の教育・研究・診療などの活動、組織構成や運営形態などを再構築し、大学全体がこの目標に沿った取り組みを進めるものとする。

高度情報化や社会経済のグローバル化、少子高齢化などが急速に進展する中で、横浜をめぐる経済情勢、産業構造、社会システム等もまた変化し続けている。こうした中で、横浜市の大きな特色として、350万人の人口を擁する大都市であること、工業を中心とした産業の集積都市であること、世界に開かれた国際都市であること、の3点をあげることができる。

この特色を見据えた教育・研究・診療の目標を設定し、地域の諸課題の発見と解決のため取り組むことが、横浜市が有する意義のある大学として、本学の特色ある存在性を発揮することになる。そして、横浜市、横浜市民に支えられた大学として、横浜に貢献できる大学であることを基本に、ひいては我が国はもとより人類社会に貢献することを目指す。

第3章 教育研究体制の改革

3 - 1 教養教育 リベラルアーツの精神

横浜市立大学は「プラクティカルなりベラルアーツ教育（実践的な教養教育）を行う国際教養大学」となることを目標とする。

リベラルアーツとは、人文科学・社会科学・自然科学など、近代に生まれた諸学問の総称であり、大学において伝統的に広く教育研究されるものである。これらは必ずしも職業に直結する学問分野ではない。これに対して現代では、職業に直結する実学教育（職業教育）も強く求められるようになっており、工学、経営学、法学、医学などがその代表的なものである。リベラルアーツ系、実学系のいずれにおいても基礎教育と専門教育があり、またリベラルアーツ教育は全学共通の教養教育の役割も備えている。本学は歴史的にみれば実学教育機関を起源としており、その伝統を継承しながら現代社会が求めるリベラルアーツ教育（教養教育）を充実させ、実学系の専門教育とリベラルアーツ系の専門教育をともに発展させてきた。

戦後日本では、大学制度の改革にともない、アメリカ式のリベラルアーツを1～2年次の一般教育として導入し、それに戦前以来の外国語教育を中心とする教養教育とを結びつけ、専門教育に進む前の全学共通教養教育とした。しかし、その理念が学生にも教員にも十分理解されず、単なる概説的知識の伝達や外国語の修得にとどまる傾向があり、その再構築をいかに行っていくかが大学に問われている。

21世紀を迎え、日本社会は経済的成熟と科学技術の発展により、物質的には繁栄しているかに見えるが、かえって心の豊かさは失われ、社会的な一体感、社会に共通の目標が見出せなくなっている。他方、地球規模での環境問題や生命倫理にかかわる問題など、既存の価値観への挑戦を迫る新たな問題も生じている。

このような混沌とした時代にあって、将来の社会を担うべき学生に対して、自らの社会的立脚点を見定め、将来への目標設定やその実現のために主体的に行動する力、そしてその基盤となる豊かな人間性を育てることこそ、現代の教養教育の役割といわなければならない。広い視野と柔軟な思考力、大局的な判断力、未知の状況や新たな問題に的確に対処できる創造性、問題発見・解決能力、職業人としての倫理観などの育成を目指すことが課題である。そのために、特にプラクティカルな（実践的な）要素が求められている。その意味は2点あり、第一は、国際的に通用する技能の育成である。具体的には、外国語（主に英語）をコミュニケーションの道具として使いこなす力、コンピュータを駆使して情報の受信・発信をする力、自分の考えを論理的に、根拠を示して書き、発表し、討論する力などを育てることである。第二は、現実社会との接点をもった課題に積極的に取り組み、社会的な関心を伸ばし、実践的能力を高めていく教育を行うことである。具体的には、たとえば社会の第一線で活躍する実務家・専門家を学内に招くこと、インターンシップ、フィールドワーク等、学生が学外の世界を経験する機会を提供することなどが考えられる。

本学におけるプラクティカルなリベラルアーツ（実践的な教養教育）は、1 年次教育を中心としつつ、卒業まで一貫して行われるものである。まず、大学に入学した学部学生は、医学部進学予定者も含め、すべて 1 年次に国際総合科学部国際教養コースに学籍を置く。そして、進学予定の学部・学府・コースにかかわらず、原則として混成クラスを編成する。1 年次の全学共通教養科目は、教養ゼミ、総合講義、外国語科目、情報科目、保健体育科目、その他生命倫理、環境問題、人権論等々の教養科目などから構成される。教養ゼミは、本の読み方、文章の書き方、発表の仕方などの技法を学び、必要に応じてフィールドワーク、実習を取り入れることも検討する。また総合講義は、多数の外部講師を招き、現代的な課題について多面的に学ぶことを目指す。外国語科目（特に英語）、情報科目などはコミュニケーション・スキル科目と位置づけ、能力別にクラス編成する。

1 年次生の教養教育はすべて国際教養コースがカリキュラム管理に責任をもち、また 2 年次の各学部・コースへの進学に関して、その成績評価、判定、進学振り分けの責任も合わせて負う。

1 年次に厳格な成績評価のもとに所定の単位を修得した学生は 2 年次への進学振り分けに臨むことになるが、そこでは入学者選抜の際の学府別区分を一応の前提としながらも、一定数は他の学部・学府に進むことを可能とする。これは、入学時に選択の幅を狭めないでおくための措置であり、リベラルアーツ教育の精神を生かした制度である。

2 年次進学後も、学生はそれぞれの専門教育を受けると同時に、国際教養コースの責任のもとに、より高度の教養教育の機会を提供される。またリベラルアーツ専修の国際教養コースでは、2 年次以降も全学の教養教育に対応した科目を設置する。こうして、1 学部に統合した利点を活かし、国際教養コースと他コースは連携したカリキュラムを構築し、全体として大学のリベラルアーツ教育を推進していく。

また、これらの授業においては、専門家や実務家による講習、実習・研修などの実践的要素を可能なかぎり取り入れるものとする。その際、本学が横浜市の有する公立大学であることの特性を活かし、市や市の企業、市民団体等と協力して、インターンシップなどの実践的なトレーニングの機会を設けることも重要である。特に国際都市・横浜の利点を生かして、市内に立地する国際機関等との連携による特色ある教育展開を検討する。そして、更なる専門性を高めるためには、こうした学部の 4 年間の教育に加え、大学院（修士課程）での教育が重要であり、これを視野に入れた教育体制を整えるべきである。

3 - 2 国際総合科学部

社会の激しい変化に対応していくためには、新たな知識や専門的能力を生涯にわたって不断に獲得していける実践的基礎学力、応用能力を身につけなければならない。国際総合科学部は、本学の目標であるプラクティカルなリベラルアーツ教育（実践的な教養教育）を中心的に担う学部である。

全学生が 1 年次にリベラルアーツに集中的に取り組むとともに、2 年次以降、専門が分かれるとしても、組織間の連携をとり、卒業時までリベラルアーツの理念が徹底する教育

システムとする。

学部の教育組織は、教育目標・カリキュラムの内容に応じて、国際教養学府、理工学府、総合経営学府の3学府で構成される。学府は、受験生、学生、あるいは広く社会の理解を得やすくするための組織であり、1学部の中に置かれることから、従来の学部の壁を低くする意味をもつ。国際教養学府は、医学部の1年次も含めて大学全体の教養教育（リベラルアーツ基礎教育）を担当するとともに、文系を柱とする総合的なリベラルアーツの専門教育を行う。理工学府は、工学的要素を取り入れた理系リベラルアーツの専門教育を担当する。総合経営学府は、リベラルアーツをふまえつつ実学中心の職業人教育を行う。

各学府は、その教育理念・目標を、体系的カリキュラムによって達成していくために、コース制を設ける。コースは学生の所属する基礎組織であり、学生はそのコースに規定された履修要件を満たして卒業する。

大学全体として教養教育は1年次のみでなく、2年次以降も行うこととし、それぞれのカリキュラムに組み込む。1学部に統合した利点を活かし、学生が学府間、コース間を移動しやすくするとともに、他学府、他コースの授業科目を積極的に履修できるシステムを構築する。また、主コース、副コースのように、複数コースを履修できる方式を検討する。

コースには学生定員を設ける。学生は2年次進級時に、志望、1年次の成績に基づき、特定のコースに所属する。定員は弾力的に運用するとともに、定員の見直し、さらにはコースの改廃を一定期間ごとに検討する。

また、各コースはカリキュラムの管理責任を明確にするとともに、教育目標をカリキュラムの中に明確に反映させる。教育効果をあげていくために、FD（ファカルティー・デベロップメント）に積極的に取り組むこととする。

なお、コース設定については、横浜市の施策や市民・産業界への寄与並びに国立大学や私立大学が数多く存在する中で、どのような分野の教育・研究を担うかという必要性や優先性、横浜市が有する意義ある大学という視点や財務目標の考え方など大学改革全体の中で最終的に整理する。

（1）国際教養学府

ア 国際教養学府の理念 実践・融合・地域

現代社会の急速なグローバル化、情報化、都市化、少子高齢化などは、既存の学問体系における特定の専門分野のみでは対応しきれない新たな問題群を生み出しており、そうした時代に対応するリベラルアーツ教育には、視野の広さや思考の柔軟性を備えた融合型の特色が求められている。同時に、急激な社会変化の時代の教育には、社会の多種多様な「現場」で生きる具体的・実践的な問題発見・解決能力の養成が必要とされている。

国際教養学府は、本学が横浜という大都市に立地している利点を活用して、地域に根ざし、実践的な問題発見・解決能力を養成する多分野融合型のリベラルアーツ教育を行う。教育システムの特徴として、個別指導（学生一人ひとりの実践的な課題発見・解決能力を高めるきめ細かい指導、その集大成としての卒論の必修）、融合（既存の学問体系の専門性を生かしながら、それらを新たな発想に基づいて結合）、ネットワーク（地域市民社会との多彩な協働による、横浜の社会・文化活動の拠点

づくり)、分権・流動型組織(以上の特徴を保障する柔軟なカリキュラムと教員組織)の4点があげられる。

こうした理念を実現するために、国際教養学府のもとに国際教養、多文化・地球社会、人間科学、都市・環境の4コースを設置する。これらのコース間では、一部の教育プログラムを共有するなど、学生が幅広く学べる仕組みを積極的に取り入れるものとする。

イ コースの理念

a 国際教養コース

本学の目標であるリベラルアーツ教育を、1年次から4年次まで一貫して行う高度教養教育専修コース。リベラルアーツの基盤をなす人文学を柱とし、これに社会科学、自然科学の基本的領域をバランスよく配置し、専門分野の枠を超えた幅広い実践的教養を身につけさせる。個別指導演習、多分野交流演習、能力開発演習など、演習科目の充実を図り、文章作成能力、討論能力の育成、英語教育などに力を入れ、国際社会で通用する人材を養成する。在学中の海外留学を奨励し、卒業後は内外の大学院進学を目標とする。

b 多文化・地球社会コース

現代世界の各地に生起する新しい問題や事象について、一方ではグローバルな国際関係的視点から接近するとともに、他方では各地域の文化的・歴史的背景を十分ふまえることにより、視野の広い認識を獲得していくコース。国際社会における異文化体験と外国語能力の養成を重視し、日本の文化・社会への深い理解をふまえたうえで世界に発信していける人材(たとえば国際交流事業のスタッフ)の養成を目指す。

c 人間科学コース

現代社会に生きる人間の営みを、根源的に、また家族・地域を含む社会システム総体のなかでとらえ、人間のあり方および社会の構成について、心理学、教育学、倫理学、社会学など諸科学の成果を結びつけた教育を行い、これからの社会が必要とする「人づくり、人間関係づくり」の能力を備えた人材(たとえば福祉関連事業のスタッフ)の養成を目指す。

d 都市・環境コース

都市社会という枠組みのなかで、環境問題、福祉、都市経営、市民活動(ボランティア、NPOなど)、文化開発、多民族共生などの地域に根ざした実践的課題について、少人数のプロジェクト方式により学際的で学外に開かれた教育を行い、都市社会の諸課題を担う人材(たとえばNPOのスタッフ)の養成を目指す。

このコースは、学府横断型の少人数プロジェクト方式であるため、コース内科目は厳選し、学生は指導教員と相談しながら他学府・コースの科目を多く選択履修する。また、他学府・コースと連携し、学生の受け入れ、共同授業など、柔軟な教育方法を取り入れることとする。

(2) 理工学府

ア 理工学府の理念

産業革命以来工学は巨視的(マクロ)な観点にもとづく科学技術によって支えられてきた。20世紀前半に量子力学が完成し、電子、原子、分子など微視的(ミクロ)科学が発展した。21世紀は微視的な科学が技術と一体化するものと予想される。現代社会は巨視的な科学技術と微視的な科学技術(いわゆるナノテクノロジー)の両面によって支えられるといえる。

従来、自然界は生命系と非生命系にわかれていると考えられていたが、20世紀中葉のDNAの発見以来その境界がくずれてきた。これも微視的な科学の成果であり、生物学はいわゆるバイオテクノロジーとして急速に展開しつつある。

さらにわれわれは科学技術の発展過程で生じる種々の負の過程にも注目する必要がある。環境問題はその代表例である。

このような状況を背景に、地域貢献の一環として横浜の産業発展に寄与するため、新しい微視的な科学(理学)から新しい技術(工学)、すなわち理学から考えた工学の視点にもとづいて教育活動を行う理工学府を、国際総合科学部の中に設ける。

理工学府には微視的(ナノ)科学技術に対する人材育成を行うナノ科学技術コース、環境問題やバイオテクノロジーの人材育成を行う環境生命コース、数理科学と情報科学の基礎学問を教育し、IT技術やシミュレーション等に習熟した人材の育成を行う数理情報コースを置く。

なお、理工学府ではプラクティカルなリベラルアーツ教育を実現するために、専門性を高める教育を行っていく。そして、最終的に大学院修士課程まで含めた教育体系を整える。また、コースによっては人文・社会科学系のカリキュラム、例えば特許論、ベンチャー論、マネジメント論なども取り入れる。

イ コースの理念

a ナノ科学技術コース

社会がエネルギー、医療、新産業などの分野で新しい展開に貢献するために理学を基礎にもち工学のスキルを身につけ、ナノテク・材料の科学技術を担う人材を育成する。ナノ科学技術の教育は従来のいろいろな分野の自然科学の手段・方法を駆使し、新たな工夫を加えてゆく。

b 環境生命コース

新しい循環型社会が目指す環境と生命を理解できる人材の育成とポストゲノムにおけるバイオ産業の発展に寄与できる人材を育成する。環境生命の教育は生命系の学問のほかに他の分野の学問も踏まえ行ってゆく。

c 数理情報コース

数理科学の基礎理論や情報理論の教育を行い、IT・計算機、シミュレーションなどを支える現代社会の情報技術を含む、基盤科学技術の基礎を担う人材を育成する。

(3) 総合経営学府

ア 総合経営学府の理念

地域経済は、日本経済全体と同様に、バブル崩壊以降、グローバル化、市場経済化の進展の下、格差を拡大しつつ、困難な状況に陥っており、日本経済の再生・活性化のためには、従来の日本的制度・制度・政策・規制・慣行の見直し、新しい「21世紀のパラダイム」が求められている。つまり、これまでの高度成長を支えた官主導、中央主導の経済運営から、地方分権の下、自立した「地方が主役」、「民が主役」の経済運営が求められている。

従来の高度経済成長は、モノづくり中心の製品開発を基礎にした成長モデルであった。しかしグローバル化の進展により、単なる原価低減では競争力を維持できなくなっており、この典型である横浜京浜地区を始め地元中小企業・地域経済等に問題解決の機会を提供していくことは、横浜市立大学の重要な使命である。

21世紀のグローバル競争で生き残るためには、巨大な資金や設備ではなく、熟練技能や人間の信頼をも含む知的財産を活用した成長モデルの創造が不可欠となっている。そこで、地域産業・経済の活性化のために、知的財産をベースにした成長モデル革新、ビジネス・モデル革新とそのための企業経営、法会計のあり方、経済・金融のあり方、公共部門のあり方という視点から教育・研究活動を行う総合経営学府を、国際総合科学部の中に設ける。

総合経営学府では、1年次のリベラルアーツ教育で培った豊かな人間性と高い(企業)倫理観、視野の広さや思考の柔軟性、高度な教養を備えた学生に対し、さらに実践的専門職業人教育を行ない、問題発見・解決能力を養い、卒業後、将来的に各界における専門能力を身につけたリーダーとなるべき人材の育成を目指す。

具体的には、上記教育理念を総合的に実現するために経営戦略を企画・立案できる人材を育成する経営戦略コース、組織の知財力を測定・伝達するし、かつ組織の法務・倫理を管理できる人材を育成する会計法務コース、企業活動を円滑に行わせるための市場経済・金融のメカニズムに精通した人材を育成する金融エコノミクスコース、公的部門活性化、民間活力活性化を推進できる人材を育成する公共政策コースを置く。これら学府内4コースを総合し、また他学府と協力して、横浜京浜地域の産業創業再生のために、地域産業創業再生コースを設置する。

また、総合経営学府では、従来の主専攻のみの履修ではなく、主専攻・副専攻制により複眼的な教育を特徴とする。さらにコースによっては理工系の分野に属する、研究開発に関連した問題、技術的な評価の目を養うための講義も取り入れていく。

イ コースの理念

a 経営戦略コース

ローカルな視点とグローバルな視点を踏まえ、横浜市内をはじめとする内外の企業とりわけ中小企業を対象とし、その行動・構造・成果を科学的に観察し、戦略・リーダーシップ・モチベーション・構造などの諸問題を理論と実証の両面から多面的に分析する。また、環境変化を先取りし、高い理想と正しい理論を持

った戦略的構想ができる地域の企業家やビジネスマンといった人材の育成を目指す。

b 会計法務コース

民間企業、官公庁を問わず、組織を適切にコントロールしていくためには会計（企業会計と公会計）と法務・倫理（企業法務と政策法務）の双方の知識が不可欠である。会計法務コースでは、会計ないし法務を主専攻、副専攻として学習することで、単なる会計・法律処理に関する技術的スキルだけでなく、戦略的な財務スキル、法務能力を身に付けた法務・経理のビジネス・リーダーの育成を主目的とする。

c 金融エコノミクスコース

グローバルな視点から地域の経済・金融、金融機関の諸課題をとらえ、それらを理論と実証の両面から統一かつ多面的に分析し、中小企業金融、自治体の資金調達など、具体的な経営に政策提言ができる人材の育成を目指す。同時に、地域に密着しながらも、そこから国民経済・国際経済の諸問題に連なる普遍的なテーマを見出し、地域から外に向けて積極的に情報発信する地域経済・金融の専門家の育成を目指す。

d 公共政策コース

民間部門と公共部門の関係を経済学と法律学を中心とする原理・原則のもとに整理し、共通言語を持って両者の対話を促進し、費用対効果を的確に抑えた政策提言・立案のできる人材の育成を目指す。特に、政府と市場の役割、地方分権化と中央・地方政府の役割、大都市横浜市の役割等について、内外で政策立案・提言できる公務員の育成を目指す。

e 地域産業創業再生コース

現在の横浜市産業界の要請に応える学府横断的コースであり、ベンチャー企業、新事業創生・再生に関わる金融・財務問題、法的・会計的処理、技術評価、目利き、知的財産や人的資源の管理、社会との関わりなどを包括的に支援できる専門知識を育成し、都市の企業、産業、雇用そして社会システムの再生、創造、再構築をサポートしていく人材を養成する。

3 - 3 医学部

医学部は、医学府と看護学府によって構成される。人々の健康を担う医療人の養成は、これからの高齢化社会において最も重要な課題である。地域住民の健康の維持に貢献し、生活の質の向上を支えてゆくことが強く求められている。また、近年の医療の急速な進歩に伴って、高度医療、先端医療が展開され、多くの疾患の克服に光りが当てられつつある。このような背景の下で、一人ひとりの健康を支えることのできる知識と技術を有するとともに、高度先端医療を支えることのできる高度な知識と技術を合わせて有する医療人の養成は急務である。さらに、これらの知識と技術だけではなく、病める人の心の痛みを十分に理解できる、人間性豊かで高い倫理観を有する医療人の育成が医学部の使命である。

医師および看護師にとって、この最も大切な資質は、入学後の1年間国際総合科学部との学生と一緒にリベラルアーツ教育に専念することによってその基礎が磨き上げられる。医学府にあっては、特に診療参加型臨床実習を重視した新しいカリキュラムであるコア・カリキュラムを導入するにあたって、従来の講座制を廃止し、個々の教員の裁量にゆだねられていた教育を統合的に実施できる体制とする。

現代社会の変化に対応して市民の生活の質の向上を支え、高度先端医療にも対応できる看護職の養成が必要とされている。これまで学内の将来計画委員会等で看護短期大学部の4年制化へ向けた検討を行い、また横浜市の中期政策プランの中でも4年制化について位置づけられてきた。その後、横浜市立大学全体の改革像を明らかにすることが求められ、今般大学全体を検討する中で改めて看護短期大学部の4年制化のあり方について整理した。よりよい医療を提供するためには、医師と看護師がその他の医療関係職種とともに、それぞれの専門性を十分に発揮しながら、相互の信頼関係の下に密接に連携することが重要である。医師、看護師が対等のパートナーシップをもって連携することにより質の高い医療を実現する、そのような医師、看護師を養成する必要がある。従って、看護短期大学部の4年制化にあたっては、医学部看護学府とし、医学府と相互に補い合うことによってより質の高い教育の実現を目指す。

(1) 医学府

医学府では、1年間のリベラルアーツ教育を受けた学生を受け入れ、それを土台として人間性豊かで高い倫理観を有し、医学・医療に関する優れた知識と技術を有する医師を養成するための教育を展開する。医学府での医学教育では、医学・医療についての知識のみならず実践的技術を習得させ、優れたプライマリー・ケア医としての国際標準を越える能力を有する医師の養成を可能とする新しい教育カリキュラムを取り入れる。すなわち、先般文部科学省が設置した「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」より提言されたモデル・コア・カリキュラムを踏まえた本学医学府独自のコア・カリキュラムを導入しつつある。本カリキュラムでは、特に以下の2つを重視しその充実を期す。第一に、少人数教育を基本とし、課題探求・問題解決能力の開発に重点を置く。第二に、診療参加型臨床実習に重点を置き、臨床能力教育の充実を図る。さらに本学の特徴として、生命医療倫理および医療安全教育を重点的に取り上げたカリキュラムを編成することにより、臨床現場において生命医療倫理および医療安全を実践できる医師を養成する。以上の教育において重視される診療参加型臨床実習は、大学附属である2病院において行われる。従って、医学府での教育における附属2病院の関わりは非常に重要で、医学府と病院は密接な連携を保つ必要がある。また、来年度から卒業後の臨床研修が義務化され、附属2病院においても統合されたプログラムによる研修が行われることとなり、医学府における医学教育も卒業後の臨床研修と密接な連携を図ってゆく必要がある。

(2) 看護学府

人口の高齢化、疾病構造の変化、国民の意識の変化、医療技術の急速な進歩など医療をめぐる環境の変化の中で、医療に対する市民の期待は拡大、多様化してきている。今後、医療職と介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等多職種間の適切で密接な連携が、市民の生活の質的向上を支える重要な鍵となってくる。その中で看護師は、患者や地域住民の生活の質の向上を目指し、専門家として、その知識・技術を高め、

的確な看護判断を行い、適切な看護技術を提供してゆくことが求められている。ことに高齢者ケアにおいては、介護保険の開始とともに地域の包括的なケアシステムを支え、福祉・保健・医療の多様化に対応できる保健師の資格を有した幅広い看護を実践できる人材が必要とされている。

一方、近年の医療の進歩はめざましく、最先端の医療が展開されている。これらの医療に対応できる専門的知識とともに、患者への医療倫理や尊厳に関わる問題への配慮が強く求められ、より高度な専門的知識や技術とともに、豊かな人間性、高い倫理観、管理・調整能力を備えた高い資質の看護師が必要となっている。

看護学府では、1年次のリベラルアーツ教育を修了した学生を受け入れ、それを土台に専門教育を行い、幅広い教養と豊かな人間性、生命と個人の尊厳を尊ぶ高い倫理観を備え、看護学の知識と実践的技術を基盤に、看護実践を科学的に遂行し、広く地域社会の人々の健康と福祉に貢献できる看護専門職を育成する。そして、これまでの看護師国家試験受験資格に加え、多様な人々に対する生活の場における保健活動をも含む看護を提供できる保健師の受験資格も取得できるようにする。

なお、4年制化にあたっては、将来の大学院修士課程設置を視野に入れて大学院を担当できる資質を有する教授等を公募するとともに、現看護短期大学部の優秀な内部人材の活用を図る。また、助産師資格については、4年制化後の検討課題とする。

3 - 4 教職課程等について

少子高齢化、グローバル化、高度情報化などの社会的動向や、学生のニーズの変化を踏まえ、教職課程、司書課程、司書教諭課程は、原則として廃止する。保健体育科目は選択科目とする。外国語科目、情報科目のうちスキルの向上を目的とする科目は、学外の資源の活用を進める。

3 - 5 学部における入学者選抜

幅広い実践的教養と高い専門能力を身につけるプラクティカルなリベラルアーツを目指す本学の新たな大学像を実現するため、入学者選抜方法の大幅な改革を行う。

本学で学ぶために必要な知識・学力・能力を明確にし、ペーパーテストで測れる学力だけでなく、多様な能力・適性を判定する入学者選抜の実施を目指す。

なお、過誤防止の観点から、出題、採点、合否判定などの入試業務全般について、マニュアル作成や実施体制の整備を進めるとともに、入試に関する情報の公開・開示の拡充について、さらに検討を進める。

(1) アドミッション・ポリシーの策定

「実践的な国際教養大学」を実現し、その教育目標・カリキュラムにふさわしい、大学の求める学生像、能力等を明確にするため、学部・学府・コースのそれぞれにアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を策定し、公表する。

(2) 募集区分の見直し

募集区分は学府に対応する区分とし、志望と1年次の成績により、2年次への進級時にコースの振り分けを行う。

また、2年次への進級時に、一定数は他学府への進学を可能とし、入学後に学問分野への興味や進路などが明確になった学生にも対応できるシステムとする。特に他学府への進学については、条件を明示し、履修環境を整備するものとする。

(3) 特別選抜入試の多様化

多様な能力、適性を有する学部学生を受け入れるとともに、横浜市が有する公立大学として、より多くの市民の子弟を受け入れることとし、市民の子弟を対象とする推薦入試枠を拡大するとともに、新たに市立高校対象の推薦入試を実施する。

ア 市民の子弟を対象とする推薦入試の拡大

市民の子弟を対象に実施している、従来の学校長推薦の定員枠を拡大し、市内出身高校生の受入人数を拡充する。

イ 指定校推薦入試の実施

市立高校とのカリキュラムを含めた高大連携をさらに推進し、本学の教育理念に合致する、意欲のある学生を入学させるため、新たに市立高校等を対象とする指定校推薦入試を実施する。

ウ A O入試の実施

本学の求める学生像に合致し、多様な能力・個性を持った学生を多面的に選抜するため、新たにA O入試(アドミッション・オフィス入試の略称で、従来のペーパーテストによる学力選抜によらない、多様な入学者選抜を行う)を実施する。

エ 帰国生、外国人入試

帰国生、外国人入試は引き続き実施する。

オ 社会人入試

生涯学習意欲の高まりとリカレント教育への要請に応えるため、社会人入試の拡充を検討する。また、科目等履修制度についても、その拡充を図り、市民にとって利用しやすく、社会に開かれた授業展開を図るものとする。社会人入試、科目等履修制度のいずれにおいても、市民優先あるいは市民優遇の制度を設けるものとする。

カ 特別選抜合格者への入学前教育の実施

特別選抜合格者に対して、特別選抜合格から入学までの期間を、高校教育から大学教育への円滑な移行と大学教育の準備期間ととらえ、課題設定によるレポート提出をはじめ、語学やITの導入講義など、入学前教育を実施する。

(4) 一般入試の見直し

一般入試についても、プラクティカルなりベラルアーツを目指す本学の新たな大学像にふさわしい、多様な興味と能力を持つ学生を入学させるための見直しを行う。

ア 大学入試センター試験

原則として全学府とも「5教科7科目」とする。ただし、学府の特殊性等による弾力的な対応について、併せて検討する。

イ 二次試験

アドミッション・ポリシーを重視した入学者選抜を行うため、全学府において小論文を実施するとともに、学力試験は科目を精選する。また、学府の実情により、面接も併せて実施する。

なお、分離分割方式への弾力的な対応について、併せて検討を進める。

(5) アドミッション・オフィス(仮称)の設置

学部の入試業務全体を推進する専門組織として、アドミッション・オフィス(仮称)を設置する。

アドミッション・オフィスは、各学部・研究科と連携を図りながら、学生の募集から入学者選抜の実施までを一貫して行う専門組織で、AO入試、一般入試、特別選抜入試の全体を企画・推進する。

3 - 6 大学院

本学の目標としている高い専門能力と幅広い実践的教養を身につけるプラクティカルなレベルの芸術教育の完成させるためには、最終的に大学院までの教育が必要になる。大学院の博士前期課程(修士課程)でこの教育体系を完結し、高い実務能力をもつ各分野での専門家を育成し、博士後期課程(博士課程)では分野を精選し学識豊かな研究者を育成することを目的とする。

分野の選定にあたっては横浜市の有する大学院として地域貢献を果たせること、地域の産業を活性化させる産学連携ができること、また社会人や市民が学びやすいことなどを重視する。このような観点から、現在の国際総合科学部に関連する大学院を改組する。なお、医学研究科については当面、改組をしない。

なお、専攻、コース、文系博士後期課程などについては、横浜市の施策や市民・産業界への寄与や国立大学や私立大学が数多く存在する中でどのような分野の教育・研究を担うかという必要性や優先性、横浜市が有する意義ある大学という視点や財務目標の考え方など大学改革全体のなかで最終的に整理する。

(1) グローバル地域・文化研究専攻

グローバル化の進展により世界的規模で人や情報の移動が激増し、それは地域の文化・社会状況に大きな変化をもたらしている。国際都市・横浜も、そうした急激な地域変容に直面しており、地域社会に生じた新たな課題に取り組み、これに解決の道筋を見出していく人材が求められている。また、生涯学習ニーズの高まりとともに、高度な教養教育を提供する大学院が望まれるようになっており、横浜市が有する意義のある大学院として、これに応じる必要が生まれてきている。

文系の大学院博士前期課程は、これまでの研究者養成を目的とするものから、市民ニーズに応え、市民活動の活性化や市民文化形成を推進する人材を育てるものへと大きく転換し、学外の市民団体、企業、自治体、政府機関等と連携した教育研究プログラムを開発していく。

また、社会人を積極的に受け入れるために、夜間および土曜日開講の科目を多く設定し、修了年限については、1年集中制から長期履修制まで、多様な選択肢を提供できるように検討を進める。

このような観点から、国際教養学府系の専攻のなかに、まちづくり研究、人間科学研究、国際文化アカデミアの3コースを開設する。

まちづくり研究コースは、都市をめぐる状況の急速な変化をふまえ、市民が行政とのパートナーシップのもとに21世紀の都市・まち・コミュニティーづくりを推進していく人材の養成を目指す。教育研究領域として、市民活動（NPOなど）、環境都市再生、アーバン・デザイン、健康・福祉、市民文化形成支援、国際協力などを設定する。

人間科学研究コースは、社会構造の変化とともに人間形成、人間関係に様々な問題が生じてきている状況をふまえ、「人づくり、人間関係づくり」にかかわる専門的人材の養成を目指す。教育研究内容は、心理学、教育学、社会学、社会福祉学、女性学、文化人類学、倫理学などの諸学問を結合したものとする。

国際文化アカデミア・コースは、国際総合科学部の国際教養コースに接続するコースとする。市民の生涯学習ニーズ、市内高校・中学教員の専門的なりカレント教育のニーズにも対応した高度教養教育を提供する。教育研究内容は、哲学、歴史学、文学などの人文学に社会科学系を加えた多彩なものとし、博士後期課程進学を可能とする指導体制をとる。

（2）理系2専攻（ナノ科学技術系専攻、環境生命系専攻）

理学系の場合プラクティカルなりベラルアーツを体現させ、学生を社会に送り出すためには学部4年間に加え、大学院での更なる専門性を高める教育が求められる。各コースの理念を達成させるためには大学院の博士前期課程までのカリキュラムの一貫性を必要とする。その理由は21世紀の科学・技術は専門性として深く、また他分野の手段・方法も理解できなければ専門性を有しているとは言えない時代になっている。また、科学技術と社会とのかかわりがますます重視されてくる。具体的には修士論文の発表、作成をとおしてはじめて理系のプラクティカルなりベラルアーツが達成できるものとする。すなわち、文献を読み、研究を発表し、討論し、論文を書くということ、すべてを経験するからである。このような観点から、理工学府のコースをナノ科学技術系専攻（数理情報を含む）、環境生命系専攻として博士前期課程まで設置し、専門性の高い大学院としての教育・研究を行う。

博士後期課程に関しては、横浜市の有する大学としてその社会的必要性から分野を精選する必要がある。横浜市は産業の中期政策としては新しいナノテク産業の育成に力点を置いている。そこで活躍する若い研究者を養成することは大学としての使命である。このような観点から21世紀の新しいナノテク産業を横浜に根付かせるためにナノ科学技術系専攻を博士後期課程に設置する。この大学院博士後期課程の教育をと

して地域に貢献できる質の高い研究者の育成を行う。また、横浜でのバイオ産業の育成や医療への新しい科学技術を育てるために、現行の生命科学系は医学系の大学院再編の時期を考慮にいれ、関連の研究科や専攻と協議し博士課程前後期を置き、全学の生命科学系の大学院を再編成してこの領域の人材育成を積極的に行う。

(3) 総合経営専攻

経済社会が成熟し、同時にIT化、グローバル化の進展、終身雇用制の崩壊とともに、社会人一人ひとりが自ら創造力豊かで、高い専門能力を有することが求められるようになり、高度専門職業人養成への需要が高まっている。この点は大都市横浜においても、産業構造の変化、官民役割分担の変化等もあって顕著に見られ、高学歴の市民、市内産業、自治体の職業人の間で、自らのキャリアアップのための手段が求められている。このような時代の要請に合わせ、学部レベルよりもより高い職業人教育、特に社会人向けのグローバルな視点から、横浜という地域経済・産業、地方自治体経営に着目した高度専門職業人教育を提供するために現行の経済学研究科、経営学研究科を再編・統合し、総合経営専攻を設置する。

博士前期課程は総合経営1専攻とし、そのなかに一般学生を対象とする総合経営コースのほかに、主として社会人を対象に、高度専門職業人養成を主眼とするMBA (Master of Business Administration(経営学修士))コース、MPA (Master of Public Administration(公共政策学修士))コースの2コースを有する専修コース(プロフェッショナルスクール)を設置する。

ア 総合経営コース

総合経営コースは、企業部門の経営、公共部門の経営を総合的かつ理論的・実証的に分析する手法を習得し、主として博士課程に進学する研究者養成コースとする。

イ 専修コース(プロフェッショナルスクール)

専修コースは、総合経営学府と連携し、通常の学士4年教育と修士2年教育以外に、より高度な職業人養成のため、学士・修士5年一貫教育や、大学院科目等履修生制度を活用した1年修士制度を採用する。また、教育方法として、プロジェクトペーパー作成、インターンシップ、実務家・専門家による教育、産官学のネットワーク・フォーラム作りなどを特徴とする。

専修コースの対象は、横浜市内および周辺地域の企業や自治体職員、市内在住の市民、学生などであり、設置場所および開講時間は、中心部(横浜駅周辺、関内駅周辺、あるいは桜木町・みなとみらい21地区周辺)で、夜間・土曜日開講制とする。

a MBA (Master of Business Administration(経営学修士))コース

MBAコースは、マネジメント(経営)系列、アカウントティング(財務会計)系列、ファイナンス(金融)系列の3系列を設置し、グローバルな視点から横浜市内をはじめとする地域の企業経営、人材マネジメント・経営戦略、会計法務、

経済・金融などを理論と実証の両面から多面的に分析し、情報発信できる専門職業人を養成することを教育理念とする。マネジメント系列は企業家、ビジネスマン養成、アカウンティング系列は公認会計士・税理士、企業・自治体内経理マンなどの専門的会計人養成、ファイナンス系列は企業・自治体の財務担当者、銀行マンなど金融専門家の養成・再教育をする。

b M P A (Master of Public Administration (公共政策学修士)) コース

M P A コースは、真の地方分権、官民役割分担を実現するために、行政の内外において、地方自治体の都市経営、法政策、公共政策、財政を総合的な視野に立って立案・実践できる有能な専門職業人を育成することを教育理念とし、パブリックポリシー系列を設置し、政策立案のできる地方自治体職員の養成・再教育を行う。

(4) 医学研究科

医学研究科は、修士課程(医科学専攻)と博士課程から構成され、修士課程は医科学の1専攻、博士課程は生命分子情報医科学、生体機能医科学、生体システム医科学の3専攻より成る。修士課程においては、医学・医療における高度専門職業人および研究者の養成、博士課程にあっては、優秀な研究者の養成を目的とし、いずれも生命科学の基礎に立脚して、これからの先端的な医学・医療、特に開発型医療を支えることを目標とする。また、常に産学連携を積極的に模索し、社会特に地域社会に貢献することを目指す。医学研究科博士課程は、昨年度までに従来の医学部講座制を土台とする組織を見直し、生命科学の基礎から先端医学・医療にいたる領域を専門分野に応じた組織に改編した。この新しい体制は、平成15年4月に発足したばかりである。従って、今後少なくとも4年間は現体制のままで大学院教育の充実を図る。

3 - 7 学部とコースの運営について

(1) 学部長と学部運営会議

ア 学部長

学部の管理運営をつかさどり、そのすべてに責任を負う。コース長から発議された教員の人事を人事委員会に提案する。

学内・学外の候補者から人事委員会で選考され、任期は3年あるいは6年(中期計画と整合させる)とする。学部長が学外の場合は特別職とする。

学部長は評価機関によって評価される。

イ 学部運営会議

学部長、コース長、学部長が指名した教員などで構成する学部運営会議を設置する。学部運営会議は、学生の学務のすべて、学部の予算(学生教育費等)等を協議し、教育研究審議機関に発議する。

また、学部運営会議のもとに学府単位でコース調整会議をおく。

(2) コース長（主任教授）とコース会議

ア コース長

コースの運営をつかさどり、カリキュラム、教員人事に責任を負う。

カリキュラムの設計、教員の配置、教員人事の発議、成績・進級の管理、学生教育費など管理運営に裁量権を持たせる。

学内の候補者から人事委員会で選考され、任期は3年あるいは6年（中期計画と整合させる）とする。

コース長は評価機関によって評価される。

コース長を支援するために必要に応じて複数の副コース長を選ぶことができる。

イ コース会議

コース長はコース会議を設置し、教務全般、コース予算（学生教育費）などの発議などを行う。コース会議はコース長、コース長が指名した半数の教員、担当教員から選出された半数の教員によって構成する。

(3) 国際教養コース長と教養教育会議

ア 国際教養コース長

全学の教養教育の管理運営をつかさどり、そのカリキュラムに責任を負う。

カリキュラムの設計、教員の人事、教員の配置、成績・進級の管理、コース予算（学生教育費）など管理運営に裁量権を持たせる。

学内・学外の候補者から人事委員会で選考され、任期は3年あるいは6年（中期計画と整合させる）とする。学外の場合は特別職とする。

国際教養コース長は評価機関によって評価される。

国際教養コース長を支援するために複数の副コース長を選ぶことができる。

イ 教養教育会議

国際教養コース長は教養教育会議を設置し、全学教養教育の教務全般、教員人事、学生教育費、必要予算などの発議などを行う。教養教育会議の委員はコース長およびコース長が半数を指名し、半数はコース担当教員から選出する。

(4) 国際教養コースの教員について

国際教養コース長は、全学の教養教育のカリキュラムを提示し、研究院に所属する教員の中から担当教員を指名する。

任期は原則として3年任期とし、再任を妨げない。

国際教養コースの教員は評価機関によって評価される。特に学生評価を行う。

3 - 8 教授会

従来の教育研究組織を改め、教育組織と教員の所属する組織を分離することに伴って、教育に関する事項を審議するため、教育組織である学部と大学院に教授会を置く。

教授会の構成員など、教授会の組織については、大学の目標に基づく教育の実施に対応できる、機能的かつ機動的な運営が可能となる組織を構築する。

教授会においては、学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業に関する事項を審議する。

教授会の運営に当たっては積極的な情報公開に努めるものとする。

教授会における審議事項の例として、次の事項があげられる。

- 入学、進級、卒業、退学、転学、留学、休学等学生の身分に関する事
- 学生の厚生補導及び賞罰に関する事
- 試験に関する事
- 学部に配布された予算等に関する事
- 学部長から付議された事
- その他学部の教育に関する事

3 - 9 研究院

(1) 研究院の定義

研究院は市立大学の教員が所属し研究を行う組織であり、人文・社会科学系、自然科学系、医科学系の3研究院を設置する。病院教員の所属する組織は病院とする。

その研究成果を学部・大学院においては教育に、病院においては診療に反映させる。

研究院での研究は教員の個人研究、共同研究、プロジェクト研究、プログラム研究、産学連携共同研究等であるが、大学付置研究所の研究との区別を明確にする。

研究院は必要に応じて施設を持つことができる。

(2) 研究院長と研究院会議

ア 研究院長

研究院の管理運営をつかさどり、研究に関する重要事項を決定する。

学内・学外の候補者から人事委員会で選考され、任期は、3年あるいは6年（中期計画と整合させる）とする。研究院長が学外の場合は特別職とする。

研究院長は評価機関によって評価される。

研究院長は、複数の副研究院長（地域連携及び研究資金開拓担当など）を選ぶことができる。

イ 研究院会議

研究院会議は、研究院長、副研究院長、その他研究院に所属する教員(複数)によって構成し、研究に関する重要事項(研究費の調達、配分、共同研究の開拓、外部資金の調達開拓、産学連携の推進など)を発議する。構成は研究院長、副研究院長と研究院に属している教員合わせて、10人程度とする。

(3) 研究費

研究は、外部資金を獲得して行う。そのため、すべての教員は、国家プロジェクトや科学研究費等、公募による研究費、共同研究や受託研究等による外部資金の獲得に、その義務として努めなければならない。

一方、大学の経費を原資とする研究費は、大学が地域貢献や若手人材育成等必要と認めた場合、競争的資金として効果的に活用する。

研究の成果は、教育や地域貢献・社会貢献のため還元するとともに、原則として公表する。

3 - 10 研究所等

(1) 附置研究所

ア 経済研究所

経済研究所は、昭和24年の設置以来、産業、経済、環境、市民生活など大都市が直面する諸問題について、学内外の研究者、行政機関などと協力して、政策志向型の共同研究に取り組んでいる。それらの研究の成果は、研究所機関誌「経済と貿易」や「都市政策研究シリーズ」に編纂され、横浜市局区を始め全国の大学、機関等に広く配付するとともに、市民向けの「都市問題講座」(「経済研究所市民講座」に改称)を実施するなど、横浜市政や市民に貢献している。

しかし、大都市の課題が複合化、複雑化している中で、今後は研究院に所属する教員のプロジェクトにより、文系だけでなく、理系、医系等異分野との融合的研究も視野に入れて、総合的、効果的に研究を推進することとし、経済研究所は廃止する。

イ 木原生物学研究所

木原生物学研究所は、昭和59年の設置以来、食糧、環境、健康などの今世紀において人類が直面する問題の解決をめざし、生物学、医学、農学などの広範な学問領域にわたる知識を駆使して、生命現象及び生物の諸機能を解明する研究を進め、植物部門3部門と動物部門3部門と、幅広い生命科学の分野における研究成果をあげている。また、総合理学研究科のこれらの分野の研究に携わる人材の育成も担っている。

しかし、新たな大学像に向けて、木原生物学研究所については研究体制を見直し、医学研究科、総合理学研究科生体超分子システム科学専攻等との再編、及び(財)

木原記念横浜生命科学振興財団への移管を検討する。再編及び移管の時期は、別途調整する。

(2) その他の研究施設

ア 地震研究センター

地震研究センターは、都市の基盤的かつ重要な課題である地震解析のため、横浜市の政策として設置した横浜市高密度強震計ネットワーク、広帯域地震計ネットワーク、日本全体をカバーするK - N E T等、多様なネットワークを構築して、地震に関するデータを総合的に解析し、地震構造や地震発生メカニズムの研究を行っている。このため、研究を継続することが必要である。

イ 環境ホルモン研究施設

環境ホルモン研究施設は、内分泌かく乱物質(いわゆる環境ホルモン)が、人類の生殖に重大な影響を及ぼすと言われ、横浜市の政策としても早急に取り組む必要があることから、横浜市と役割分担する中で、基礎研究を担ってきた。今後の取り組みとしては、研究の目標を明確にし、その成果を確実に市民に還元していく必要がある。

ウ 先端医科学研究センター

現在、学外委員も入れて検討中の先端医科学研究センターについては、横浜市の中期政策プランに沿って、設置を目指す。

第4章 学生への支援の充実

4 - 1 キャリア開発支援の体系化及び責任体制の確立

今日では大学生の職業選択は多様であり、入手できる情報量も飛躍的に増大しているが、総合的に判断する能力の不足や、大学の組織的な支援が十分ではないために、卒業後にどのような方向を選択してよいかわからない、あるいは明確な職業観をもたないまま卒業してしまう学生が増加している。

本学においても、このような状況に対応するため、就職指導やキャリアガイダンスなどの事業は徐々に充実させているが、未だ十分とはいえず、また、教員のキャリア開発への支援や就職指導等は個々の教員の判断に任されていて、大学としての組織的な取組みとはなっていないのが実情である。

そこで、入学後から卒業までの期間を通じた学生のキャリア開発を支援するためのシステムを構築し、大学をあげて取り組むものとする。

- (1) 1年次から4年次までを通じたキャリア開発のプログラムを編成し、カリキュラムに組み込む。

カリキュラムの例として、以下の事項があげられる。

- 1～2年次：職業観、キャリア開発プランを講義等で身につけさせる。
 - 2～3年次：インターンシップの体験
 - 3～4年次：就職相談指導等就職支援事業の実施
- (2) ゼミの担当教員、指導教員等のキャリア開発、就職指導への役割を明確化し、学生指導を充実させる。
 - (3) 企業の求人情報をデータベース化する。
 - (4) 卒業生の就職先等の情報をデータベース化し、学生が就職活動に利用できるシステムを構築する。そのため、卒業生本人だけでなく、教員・ゼミ・クラブ等からも卒業生に関する情報を集約するシステムを確立する。その際、企業・卒業生から本学の教育に対する評価や意見を聞き、教育プログラムの改善に反映させる。
 - (5) 学生の就職活動に有効に機能するとともに、卒業生から大学運営への支援と協力を得られるよう、卒業生組織の再編を検討する。
 - (6) 上記のキャリア開発支援の企画・調整機能を担い、キャリア開発支援を全学的に行うようにするための責任体制・執行体制を検討する。

4 - 2 教育支援体制の確立

- (1) 1年次の教養教育において実施する教養ゼミの担当教員を、クラス担任と位置づけ、学生への履修相談、生活相談を充実する。2年次以降は、ゼミの担当教員、配属された研究室の教員等を学生の履修、生活等にわたる指導教員として明確に位置

- づける。特に1年次の履修登録に当っては、クラス担任教員との個別面談を必須とし、きめ細かな学生指導を行う。
- (2) 教員のオフィスアワーを必須とし、ウェブ上で教員別・日別等のオフィスアワー情報を提供する。

4 - 3 心身の健康を維持するための体制整備

- (1) 学生の心身の健康を維持するための相談・指導体制を確立する。
- (2) 特に心の健康面に関しては、クラス担任教員等が積極的に学生を指導し、カウンセラーを活用して、早期に対応できる体制を確立する。

4 - 4 就学のための経済面での支援制度の充実

- (1) 学業成績が優秀でかつ生活が困難である者に対する奨学金制度の拡充など、就学のための経済面での支援制度を充実するとともに、対象者の中で特に成績優秀な者に対しては授業料減免などの方策を検討する。
- (2) 本学独自の奨学金について、民間資金の導入による充実策を検討する。

4 - 5 留学支援制度の充実

学生が留学しやすい環境を整備し、留学へのインセンティブを高めるための留学支援制度を充実させる。

- (1) 提携大学への留学によって取得した単位を、一定の期間及び条件に限って本学の単位として認定する。
- (2) セメスター制を導入する。
- (3) 英語圏を中心に提携大学を大幅に増加させ、海外の大学との交流を積極的に展開する。
- (4) 学生の留学に際しては、外国政府、民間等の奨学金を利用できるよう、積極的に指導する。
- (5) 留学生の受入に関して、ホームステイ、宿舍の借上げ等民間活力の導入による生活の場の確保を検討する。

第5章 地域貢献

5 - 1 教育による地域貢献

市民、横浜市、市内産業界の要請に応え、地域社会が必要とする人材を養成・供給するため、教育体制を再構築する。

また、社会人に様々な教育機会を提供するとともに、市内高校との連携を推進する。

(1) 学部・大学院教育

学部・大学院教育については、地域が求める人材を養成するため、目的を明確にしたコース、カリキュラム等を編成する。(「第3章 教育研究体制の改革」参照)

(2) 社会人への教育機会の提供

大学院グローバル地域・文化研究専攻では、市民の生涯学習ニーズや市内中学・高校の教員の専門的なりカレント教育のニーズに対応した高度教養教育を提供する。

また、大学院総合経営専攻では、企業・自治体の財務担当者や銀行マンなど金融専門家の再教育、都市経営・公共政策等総合的視野に立って政策立案のできる自治体職員の養成、などを行う。

さらに、研究生や科目等履修生の受入、医学部における昼夜開講制などを引き続き実施するとともに、市内中学・高校の教員や医療機関の医師が最先端の科学や医学の知識を学ぶ場を提供する。

(3) 市内高校との高大連携

高校と大学の教育内容の連続性を確保するため、市内の高校との連携を拡充し、相互の教育内容の理解を深め、高校生の進路決定の支援をする。

5 - 2 生涯学習事業

大学の知的資源を市民に還元し、高まる市民の学習意欲に応えるため、多様な生涯学習講座を開催する。これらの事業への取り組みは、教員の本来業務としてとらえる。

(1) 文学、歴史、経済をはじめ、生命科学、環境ホルモンなどの先端的課題等をテーマとして取り上げる社会人対象のリカレント講座

(2) 高度な教養をテーマとして、これまでのリカレント講座よりも体系的かつ長期間にわたる専門的生涯学習のコースとするリベラルアーツ講座

(3) 本学教員の研究成果を紹介する市民講座

(4) 都心部や各地域で開催する医学部教員による講演会形式の健康医療フォーラムなど、多彩な講座を開催する。

これらの講座事業については、市民ニーズを考慮した企画や利用しやすい場所での開催を工夫しながら拡充を図る。また、メールマガジンの配信や、将来的には、市民がいつでもどこでも学習できるようインターネットを活用したe ラーニングなどの手法の導入、単位の認定、大学院教育との連携についても検討する。

5 - 3 知的財産の管理活用と産学連携の推進

「市民に貢献する大学」の目標に沿って、市民生活や文化の向上、産業の振興、横浜経済の活性化のため、大学の研究成果等の知的財産を機関として管理活用する体制を整備し、産学連携を積極的に展開する。また、産学連携により研究費等外部資金を獲得していく。これらの事業は教員の職務のひとつとしてとらえる。

(1) 知的財産管理活用体制の整備

本学が有する人材、研究成果等の知的財産を有効に活用し、市民に還元することにより市民の文化・生活の向上に寄与し、製品開発や新産業の創出など産業の振興に貢献するため、知的財産を機関として管理・活用し、製品化や新産業の創出に結びつける体制を整備し、本学との協力関係にある「よこはまTLO」を始め、関係機関・大学等との連携を強化する。

- ア 知的財産の取扱いに関する方針を策定し、社会貢献の使命や基本的考え方、研究成果に関する取扱い方針、知的財産の活用方針等を決定する。
- イ 新技術、新事業、新産業の創出を、産業界と連携して担い、大学が機関として組織的に知的財産を管理し、活用を支援していく。
- ウ 知的財産の機関管理や教員の意識変革を推進するための知的財産管理体制を構築する。

(2) 産学連携の推進

本学教員のさまざまな分野における基礎・応用研究や先端的研究等について、市民や企業等からの技術経営相談や共同研究・受託研究、また、知的財産管理活用体制を通して技術移転を図るなど、産学連携推進本部の機能を強化拡充し、産学連携を積極的に展開する。また、産学連携により研究費等外部資金を獲得していく。

- ア 技術・経営相談の充実
企業等からの技術相談・技術評価及び経営相談等をホームページにより受け付け、回答する。
- イ 研究者・研究内容の紹介の拡充
大学として戦略的に産学連携を進めるため、重点的な研究内容を、研究者データとしてホームページに掲載する。将来的には関係機関と協力して、他大学等とのネットワークとして拡充することを検討する。企業との共同研究や技術開発等に結びつける。

ウ 産学連携ラウンジの拡充

教員・研究内容の紹介のデータを中心に、教員と企業等とが直接交流・意見交換する場を開催し、教員の研究と企業を結びつけていく。

エ 包括基本協定締結の推進

大学が組織として産学連携に取り組み、共同研究や人材交流など多様な連携により企業等の課題の解決や事業展開を支援する方法として、包括基本協定の締結を推進する。

オ 共同研究、受託研究等の拡充

具体的な課題や共通するテーマに基づき、企業等との共同研究や受託研究を通してその解決に寄与する。

カ 産学共同研究センターの拡充

企業との共同研究に取り組み、産学連携を推進するため、産学共同研究センターを拡充する。

キ 横浜商工会議所等との連携推進

産学連携などを通して横浜経済の発展に寄与するため、横浜商工会議所等との連携を推進する。

5 - 4 研究による地域貢献

共同研究や受託研究により地域に貢献するほか、世界水準、国家レベルのプロジェクトを通して、横浜市民、産業界はもとより、人類社会に貢献していく。また、総合理学研究科生体超分子システム科学専攻（鶴見キャンパス）は、理化学研究所と連携大学院を構成し、生命科学分野における国際的研究開発拠点「横浜サイエンスフロンティア」形成の中心的役割を担う。

（１）医学研究科を中心とする「２１世紀ＣＯＥプログラム」

わが国の大学が世界最高水準の研究教育拠点を形成し、世界をリードする学術研究を行うとともに、世界に通用する創造力豊かな人材育成を図るため、文部科学省が重点的に支援を行うプロジェクトに採択されている。

（２）総合理学研究科を中心とする「タンパク３０００プロジェクト」

文部科学省の新世紀重点研究創成プランの「タンパク３０００プロジェクト」は、わが国発のゲノム創薬の実現等を目指しタンパク質の構造と機能を解析し、特許化を推進する研究であり、横浜市立大学は中核機関のひとつとなっている。

（３）総合理学研究科を中心とする横浜市地域結集型共同研究事業

横浜市は（財）木原記念横浜生命科学振興財団を中核機関として、地域結集型共同研究事業「機能性タンパク質の解析評価システムの開発」を進めている。横浜市立大学を中心とし、４つの大学と１４の研究開発型企業が参加して共同研究を行うことに

より、地域の新技术・新産業に資することを目的とした地域結集型共同研究事業を推進する。

5 - 5 診療による地域貢献

大学病院として、市民への安全かつ高度な医療の提供を行うため、安全管理対策、患者サービスの向上を図り、地域医療を充実する。

- (1) 医療の安全性の充実・強化
- (2) 講座別からわかりやすい臓器別診療科への再編（附属病院）
- (3) 専門診療科の系統別・器官別の整理統合を図る（センター病院）
- (4) 小児医療や救急医療の充実
- (5) 病院と診療機関との連携の充実
- (6) 高齢者の健康・福祉や市民の健康づくりの支援等を含めた相談機能充実の検討

5 - 6 学術情報センター（「第8章 学術情報センター」参照）

- (1) 土曜・日曜等の開館日数を増やし、開館時間を延長するなど、利用者の利便性向上を図る。
- (2) 市民の生涯学習への高まりに対応し、教育関係者、市民活動、NPO・NGO活動等への支援として、大学の持つ情報機能を活用し、市民への情報提供を行う。
- (3) 市民医療を支える医師の再教育や診療支援等へのニーズに応えるため、市内医療機関に従事する医療関係者への情報検索や、文献提供サービスの充実を図る。

第6章 管理運営 持続可能な経営の確立

6 - 1 社会の変化に対応する運営の革新

(1) 自主的・自律的な大学運営の確立

改革を推進するため、大学の運営形態は地方独立行政法人とする。

これにより、自主・自律的な大学運営、責任ある執行体制、人事制度の弾力化による人材の確保、財務会計制度の弾力化による効率的・機動的な事務執行、などが可能となる。

(2) 教育・研究に関する責任と、経営に関する責任の明確化

ア 教育研究の活性化に向けた機動的・戦略的な大学運営の実現

現在の市立大学においては、人事・会計制度をはじめ、予算や定数の管理など、横浜市行政部門のルールが適用されていることから、必ずしも大学の自主性に基づく活力が十分に発揮されているとはいえない。

一方、地方独立行政法人化した場合には、これまで行政が関与していた組織、人事、財務面などにおいて、運営・経営面での公立大学法人の裁量権が大幅に拡大される。そこで、法人化した場合の組織体制については、教育研究組織と経営組織の役割を区分し、それぞれの権限と責任の所在の明確化を図っていく必要がある。

また、地方独立行政法人法のうち「公立大学に関する特例」では、教育研究審議機関、経営審議機関の設置が規定されており、こうした条文なども踏まえ、地方独立行政法人化した場合の組織体制を検討し、以下のようにまとめた。

イ 教育研究組織と経営組織の役割を区分（学長と理事長の分離）

教育研究審議機関については教育研究組織の最高責任者である学長をトップに、補佐役としての副学長や、学部長をはじめとした部局長など、教育研究関係者のみで構成することにより、教育研究組織としての自主性・自律性が確保される。

地方独立行政法人法の「公立大学に関する特例」によると、経営審議機関は理事長、副理事長、その他の者より構成される。また同特例によれば、学長を別に任命することが可能であり、別に任命する場合、学長は経営審議機関の副理事長となることが定められている。

一方、国立大学の場合は、国立大学法人法により、理事長と学長が同一人であることが定められている。

市立大学の場合、以下の理由により学長と理事長を分離することが好ましいと判断した。

- a 国立大学法人の場合、多数ある国立大学法人(87法人の予定)と文部科学省との間の対応関係にあることに対して、市立大学の場合、1公立大学法人と設立団体である横浜市との1対1の対応関係であり、国立大学と比べ両者の関係が緊密

になり、法人の長としての負荷も大きくなる。

- b 市立大学の場合、教育研究に加えて附属病院、センター病院の両病院の難しい運営・経営面に対しても責任を持たなければならない。

前述 a、b は市立大学特有の理由によるが、学長と理事長を分離することのメリットとして次の4点が考えられる。

- c 分離することにより、学長と理事長がそれぞれ教育研究面と経営面において専念でき、強力な二人三脚による学内運営体制が実現される。
- d 経営面と教育研究面の両面に優れた人材より、いずれかの面ですぐれた人材のほうが、より優れた人材が得やすいと考えられる。
- e 分離することにより、教育研究審議機関が学長の権限と責任の下で運営されるためかえって教育研究審議機関の自主性が高まる。
- f 経営審議機関へ学長のみならず、副学長、病院長も教員側から参加する構成とすれば、教員側の意向が経営側に直接反映させることが可能となる。そのことにより、両審議機関の調整は経営審議機関で行うことも可能となる。

6 - 2 教育・研究の活性化に向けた人事システム等の構築

大学の目標が効果的・効率的に達成できるよう能力・実績主義に基づき透明性・公正性の高い教員人事システムを構築する。

(1) 人事委員会

ア 人事委員会の目的

教育研究の水準の向上を図るため、全学的な視点に立って、より優秀な人材を招聘し、確保する仕組みとして、学長の諮問委員会である人事委員会を創設する。

人事委員会は、公募制、任期制による教員人事について、公正性、透明性、客観性を持って行ない、教員人事の活性化、適正化を図ることを目的とする。

イ 人事委員会の組織

教育研究審議機関の構成員の中から選ばれた委員及び、経営審議機関の構成員(教育研究審議機関の構成員となっている構成員を除く。)の中から選ばれた委員に、学外有識者を委員として加えて構成する。

人事委員会の委員の選考は、学長が教育研究の特性を配慮して、理事長と協議のうえ決定するものとする。

委員長は委員の互選により決定する。

必要に応じて下部組織を持つ。

ウ 人事委員会の主な責務

- a 教員等の採用のための公募
- b 教員等の採用の審査
- c 教員等の再任の審査

教員等には、副学長、学部長、研究院長、コース長（主任教授）を含む。

(2) 採用等に伴う人事委員会への手続き

ア 教員

学部・大学院において教育を担当する教員の選考等に関しては学部長・研究科長が人事委員会に提案する。

コースの授業を担当する教員はコース長（主任教授）の提案を受け、学部長が提案する。

研究院に所属する教員の選考等に関しては、研究院長が人事委員会に提案する。病院教員に関する人事については、病院長において選考する。

イ コース長（主任教授）

コース長（主任教授）の選考等に関しては、学部長が人事委員会に提案する。

ウ 副学長、学部長、研究院長

教育研究組織において各々責任者となるような副学長、学部長、研究院長の選考等に関しては、学長が人事委員会に提案する。

6 - 3 教育研究活動等に関する全学的な評価システムの構築

(1) 現状

市立大学においては、これまで教育・研究活動の評価については、教員個々の自覚に委ねるところが大きく、組織としての評価システムが確立されてこなかった。

今後、本学が着実に大学改革を推進し、市民・納税者の納得する「横浜市が有する意義ある大学」として発展するためには、評価システムの導入を組織全体として取り組む必要がある。

(2) 評価システム構築の必要性

教育・研究、地域貢献、大学運営など、本学のあらゆる目標の達成に向け、大学としての社会的責任を果たしていくためにも、本学教員全体が自らの教育・研究の枠にとどまることなく、教育・研究の改善や、大学運営の改革、地域への貢献に積極的に関わっていくようにするとともに、競争的環境により意欲を高めるためにも、組織と教員個人に対する公正かつ客観的な評価システムを構築することが必要不可欠である。

また、評価システムを通じて、本学の活動状況や成果を明らかにし、それを市民にわかりやすく示すという形で説明責任を果たしていくことにより、「横浜市が有する意義ある大学」として広く市民に理解され、支持が得られるようになる。

本システム構築は、教員がより高いレベルに達するように、業績を定期的に適切に評価することによって教員を動機付け、さらに将来の可能性を展望する。もって大学のレベルの向上と効率的運営に資することを第一の目的とする。また、その教員が大学の目標に合致し、それぞれに設定された目標に達しているかを検証することを第二の目的とする。

(3) 評価システム構築の方向性

ア 目標・計画

本学全体の目標(大学改革中期プラン)や計画(大学改革中期アクションプラン)の達成に向けた学部などの組織として目標・計画、さらにそれを達成するため組織の構成員たる教員個人の目標・計画を策定する。

イ 第三者評価の実施

必要に応じて第三者からの客観的な評価を実施する。

ウ 教員の評価

これまでの評価は、研究業績が重視され、学生教育や診療、大学運営、地域貢献に関する活動に対する評価が重視されていない。

目標・計画に照らし、教員を総合的に評価する制度を構築する。

エ 評価結果の反映

評価結果を改善に結びつけるとともに、評価の結果として成果をあげた際には適切に処遇等に反映させることで、組織や教員個人のインセンティブが高まる仕組みとする。

6 - 4 教育研究活動等の活性化に向けた総合的な教員評価制度による任期の設定と年俸制の導入

組織及び教員個人の目標に対して、その達成状況など業績を適切に反映できるような、公正かつ総合的な教員評価制度を導入する。これにより目標達成に向けたインセンティブとなるような任期制や、給与制度(年俸制など)と併せて運用することにより、教育研究活動等の活性化を図る。

(1) 教員評価制度

ア 評価の視点

- a 評価については、大学あるいは組織の目標に沿って、「大学から求められた役割をきちんと果たしているか」の視点が重要であり、学生、市民、患者などへのサービス(満足度)が評価に反映される仕組みが必要である。
- b 評価の視点や基準は多角的に検討する。
- c 教育・研究の両面に評価制度を導入するとともに、病院にあっては診療についても評価を導入する。
- d 大学運営に関する活動や地域への貢献、横浜市の施策や市民・産業界への寄与

なども評価の対象とするなど、総合的な評価制度を導入する。

評価項目の例として、以下の事項があげられる。

教育について

担当授業数、授業内容（学習・指導方法、教育効果等）、履修支援、進路指導 など

研究について

論文発表や論文の被引用数、特許、産業界等への還元 など

診療について

質の高い医療、診療実績（入院・外来・手術等）、患者サービス（インフォームドコンセント等）、経営への貢献 など

大学運営に関する活動について

大学の広報活動、大学運営に関する業務への取り組み など

地域貢献、横浜市行政への貢献について

市民の生涯学習支援、産学連携、行政課題への取り組み・提言 など

イ 評価の方法

- a 評価は公正でかつ客観的であることが必須である。評価にあたっては、よい面が積極的に評価されるようにするとともに、個人的な好悪によって運用しないようにしなければならない。また、厳しすぎる評価が反発や意欲の喪失を生じさせることとなり、寛大すぎる評価は自己満足とマンネリ化に通じることに注意すべきである。
- b 教育に関しては、学生評価などを実施する。
- c 外部委員を含めた教員評価委員会（仮称）を検討していく。場合により、何段階かの評価委員会を設定する。
- d 異議申し立てシステムの構築を検討する。
- e 自己申告、自己評価制度を組み合わせることも検討する。

ウ 評価結果の反映

評価結果は、処遇（年俸など）の決定、研究環境（研究費など）の向上、任期（再任の審査）などに反映させる。

（２）教員の任期制

多様な知識や経験を有する教員等の交流の活発化を図り、教育研究を進展させるため、原則として全教員を対象に任期を定めて任用する制度とする。

今後、関係法令を踏まえ、具体的な制度設計を行うこととする。

なお、現時点では、任期（期間）は、一律ではなく、教育計画、研究計画、業績や実績、経営的視点などにより決定するものとし、原則として再任を可とするシステムを想定している。

任期制により以下の効果が期待される。

大学の「セールスポイント」ともなる産業界等からの各分野の実務のエキスパートを公募することや、招聘がしやすくなる。

教員の新陳代謝をはかることができる。

各教員に目標達成への努力をすることへの強いインセンティブを与える。

教員が大学全体の目標を強く意識するようになる。

研究のみならず、教育及び診療に対しても価値を置き、努力工夫し、質の高い教育及び診療の展開が可能になる。

全体として大学の教育、研究、診療の質の向上を達成できる。

(3) 年俸制

職責や業績に応じた、より適切な給与制度とする必要がある。また、教育研究活動等の活性化を図るため、教育や研究、診療や地域への貢献など、教員の活動実績が給与処遇などに反映され、インセンティブを高める給与制度を導入する。

また、優秀な教員の流出が抑制を図れるような制度の構築を目指す。

年俸制により以下の効果が期待される。

教員の活性効果が期待できる。(業績を上げた教員とそうでない教員との公平性の確保)

大学の「セールスポイント」ともなる産業界等からの各分野の実務のエキスパートの公募や招聘がしやすくなる。

大学の目標を学内全体で共有することができる。

任期のある任用の場合でも、よりインセンティブを高める処遇が可能となる。

優秀な教員の流出抑制が可能となる。

全体として大学の教育、研究、診療の質の向上を達成できる。

6 - 5 カリキュラムの管理システムの構築

3学部を統合し、教育に重点を置いたプラクティカルなリベラルアーツの着実な実施に向け、カリキュラムの編成と執行責任を明確にするため、コース長(主任教授)制を導入する。

コース長は、担当するコースのカリキュラムと教員の配置計画を策定し、コースの管理運営の責任者となる。

(1) コース長(主任教授)の主な役割

ア コースの管理運営に関する全てに責任を負う。

イ 担当するコースのカリキュラムを策定し、管理する。

ウ 各コースに配分された予算を管理する。

エ カリキュラムに基づき教員の配置計画を策定する。

オ 担当するコースを選択した学生に対し教学・進路に対する適切な助言や指導を行う。

(2) コース長の教員人事へのかかわり

ア カリキュラムに基づく教員の配置計画により、教員の採用が必要な場合は、各コースの予算を踏まえ、教員の人数、担当科目などの公募の条件を整理し、学部長に提出する。(学部長が人事委員会に提出する。)

イ 人事委員会が行った公募に基づき、当該カリキュラムの管理運営責任者として応募者の予備審査を行い、意見を付して、学部長に採用候補者を発議する。(学部長は、コース長の発議を受け、人事委員会に採用候補者を提案する。)なお、実務的で多様な教育が行われるよう、実務家や専門家などを教員として採用するよう努める。

ウ カリキュラムに基づく教員の配置計画により、研究院に所属する教員を配置する場合は、教員名、担当科目などを整理し、学部長に提出する。(学部長が、派遣を要請する教員が所属する各研究院長に要請する。)

エ 任期が満了する教員の再任に当たっては、当該教員の教育に関する実績評価とコースの管理運営の両面から審査・検討を行い、当該コースにおける責任者の立場としての再任の考え方を学部長に報告する。(その結果を受け、学部長が人事委員会に報告する。)

(3) 学部長の主な権限と責任

ア 学部に関する校務をつかさどる。

イ 学部の管理運営に関する全てに責任を負う。

ウ コース全体に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整を行う。

エ 学部に配分された予算を管理する。

(4) 学部長の教員人事へのかかわり

ア コース長から発議された教員の人事に関する事項を人事委員会に提案する。

イ コース長の要請に基づき研究院長に研究院に所属する教員の派遣を要請する。

6 - 6 新しい市立大学の運営を担う事務組織の構築

市立大学では、平成15年度に大学改革への対応として、教学組織と事務局の役割を明確にし、それぞれの専門性を生かし、連携を強化した効率的な執行体制とすること。教学組織に対し、事務局の企画調整機能等の支援機能を充実すること(全学的委員会の運営、入学試験の実施、大学運営の企画機能の充実等) 附属2病院の経営企画機能を強化すること、などを目的に、事務局組織を中心に大学組織の機構改革を行った。

法人化後の事務組織体制の構築にあたっては、機構改革後の現行の事務局組織を基本としつつ、新しい市立大学の運営を担うにふさわしい事務組織体制の構築を目指す。

組織体制の構築にあたっては、学務事務、学生支援、産学連携、知的財産管理、生涯学習、病院経営管理などの実務を専門的に担う事務職員の配置が必要である。法人化のメリットを生かして、法人独自の事務職員の採用形態の導入を検討するとともに、職員の専門性を向上させる研修の実施や人事ローテーションの配慮についても法人独自の工夫を検討する。

なお、簡素で効率的な組織と人員配置のスリム化を実現することはもとより、経常的事務処理については外部化の拡大を検討する。

6 - 7 持続可能な経営の確立と自立的経営の促進

市民の信頼を得て、持続可能な大学経営の実現を目指し、安定した収入の確保に努めるとともに、効率的・効果的な経費の支出を行う。また、部局別・部門別等の会計経理方式を導入し、収支構造を分析・把握することで、合理的な大学経営を行う。

加えて、自立的な経営の促進に向け、具体的な数値目標や大学を運営するための経費にかかる「市からの支援範囲」等についても、今後、中期計画を策定するなかで、具体的に検討のうえ明らかにしていく。

(1) 自主財源の確保

大学として自主・自律した経営を行うには、あらゆる工夫を図り、自主財源収入の拡大を目指していく。

授業料等の学生納付金及び病院の保険外収入については、市会の議決を経て、市長により認可された範囲内で、大学の特性を考慮しつつ、他大学・他病院の動向も踏まえながら、適切な額を大学が設定する。また、外部研究資金や寄付金を積極的に獲得するとともに、知的財産の活用による収入、公開講座など教育研究関連事業による収入など自主財源拡大を図っていくこととする。

(2) 横浜市からの経営支援

自主財源の拡大に積極的に取り組む一方、運営経費のなかには、すべて授業料や診療報酬などの収入でまかなうことが困難なものもあり、この部分について、「(仮称)運営交付金」として、横浜市からの一定の支援を得て行きたい。具体的には、大学においては、例えば国の私立大学への国庫補助金、私立大学との授業料格差、さらに有為な人材の育成・輩出をはじめとした市立大学の地域への貢献等を考慮して、また病院においては、公営企業会計病院に対する繰出基準に準じて、今後、大学と横浜市の間でその範囲や算定方法を検討することとする。

第7章 医学部と附属2病院

7 - 1 講座制の廃止、医局の見直しについて

(1) 講座制の廃止

講座制とは、大学設置基準によれば、教育研究上の目的を達成するため、専攻分野の教育研究に必要な、教授、助教授、助手などを置く制度である。

講座制は、教授を中心とした教員・研究者の集団であることから、特定の研究領域を役割分担することにより、より大きなテーマに打ち込むなど専門性を高めることなどのメリットもあるが、各講座が各々独自の主張をしすぎると学部としてのまとまりや病院の診療や運営に支障をきたすことなどのデメリットが指摘されている。

教育面では、講座単位ではない、基礎と臨床の枠を超えた教育プログラムの導入が始まっていること、また研究面でも、大学院再編の際に最先端の新たな研究領域に対応できるように講座制ではなく部門制を採用したことなど、従来の講座制では対応困難な状況が生じている。

以上のことから、講座制は廃止の方向で検討する。

(2) 医局の見直し

医局は、講座や診療科ごとの医師の集まりで、任意に組織された団体である。具体的には、教授を頂点とした縦割り組織となっており、この他、いわゆる協力病院へ派遣されている医師がおり、通常これら派遣医師を含めたものを言う。

医局は、医師にとっては、専門領域の研修が進むこと、協力病院にとっては、安定した医師の派遣を受けられることなどのメリットがある一方、他の講座や診療科と連携にくいことなどのデメリットもある。

医局の機能面を考えた場合、直ちに廃止することは困難であるため、講座制の廃止に併せ、従来の医局のこれまでのあり方を見直し、その民主性・透明性を高める必要がある。なお、見直しに際しては、患者が身近な専門医による高い水準の医療が受けられるよう、新たな派遣体制の構築が必要である。

7 - 2 附属2病院について

大学病院として市民への安全かつ高度な医療の提供を行うため、一層の安全管理対策を推進する。また、病院長権限のより一層の強化・充実を図るとともに、業務執行方法の見直しなどにより健全な経営基盤の確立を図る。

以上のように「安全性」と「効率性」の両立を図る中で、「市立大学の今後のあり方懇談会」の答申を踏まえた経営健全化を図る。なお、経営健全化を推進するにあたり、地方独立行政法人化に向けての対応を図る。

(1) 医学部附属病院から大学附属病院へ

患者本位の医療を進め、病院経営の責任の明確化を図るため、附属 2 病院を医学部附属から大学の附属機関とする。

また、附属 2 病院は医療の教育・研究の場でもあるため、医学部と密接な連携を確保する。

(2) 附属 2 病院の位置付け

附属 2 病院については、次の各々の使命を引き続き確実に履行するとともに、両者が連携強化を図る。

附属病院は、教育や開発研究に加え、高度医療とともに救急医療機能を備えた特定機能病院とする。

センター病院は幅広い分野の 3 次救急機能と市立病院など多くの地域の医療機関と密接な連携を進める地域医療を支援する病院とする。

両病院は、こうした幅広い医師養成のフィールドを確保し、患者本位の医療人の育成を図る。

(3) 経営健全化

現在、附属 2 病院では、「経営健全化三カ年計画」(平成 15 年度～17 年度)に基づき経営改善を進めているが、引き続き進めることにより、「市立大学の今後のあり方懇談会」答申にある次の具体的な数値目標を達成する。

ア 繰入金については、地方公営企業法の繰出金基準に準じる。

イ 診療・検査・入院などの収益的収支における繰入額を、3 年後には地方公営企業法に準じた基準内繰り入れの範囲内とし、いわゆる基準外繰入額を解消する。

ウ 収益的収入に対する人件費比率を 60% 未満とする。なお、計画を確実にかつ着実に達成するため、実施にあたっては関係局等と十分調整を図る。

主な経営改善の取り組みとして、次の事項があげられる。

病院長権限の強化

職員の弾力的な配置・運用(勤務実態に見合った適正な職員配置の徹底)

採算性を重視した医療機器の整備

高度先進医療の承認取得による、大学病院としての特性強化

(4) 患者サービスの向上・地域医療の充実

患者サービスの向上並びに地域医療への貢献をより充実強化するため、中長期視点で取り組む。

ア 医療の安全性の充実・強化

イ 講座別から分かりやすい臓器別診療科への再編(附属病院)

ウ 専門診療科の系統別・器官別の整理統合を図る(センター病院)

- エ 小児医療や救急医療の充実
- オ 病診連携の充実 など

なお、高齢者の健康・福祉や市民の健康づくりの支援なども含めた相談機能の充実についても、今後検討する。

独立行政法人化に向けての対応

- ア 特に病院は、現行の運営体系とは大幅な変更が予測されるため、財務・人事関係などに関するさまざまな課題等について、関係局等と綿密に調整しつつ、検討・整理する。
- イ 大学全体としての人事管理、経営管理、評価システム等を踏まえ、病院特有の課題(多職種、多人数等)について検討する。
- ウ なお、独立行政法人化に移行した場合には、民間病院における経営手法などを導入する必要がある。

第 8 章 学術情報センター

8 - 1 「新しい大学像」を支える学術情報センターの果たす役割

- (1) 教育理念、カリキュラムの内容に対応した図書館サービスの提供と、研究支援により、大学の使命を担う。
- (2) 正確かつ迅速な医学情報の提供により、医学・看護学研究、診療活動を支援する。
- (3) 市民が求める様々な文献情報の提供により、豊かな市民生活をサポートする。

8 - 2 学術情報の収集

- (1) 学生の学習支援に対する責任を持ち、新しい大学像である「プラクティカルなりベラルアーツ」を構成するカリキュラムに対応させながら、多様な分野の資料をバランスよく収集する。
- (2) 学術情報の電子化の進展に対応し、データベースとのリンクと、電子ジャーナルへのリンク環境の強化を図る。

8 - 3 情報サービス機能の充実

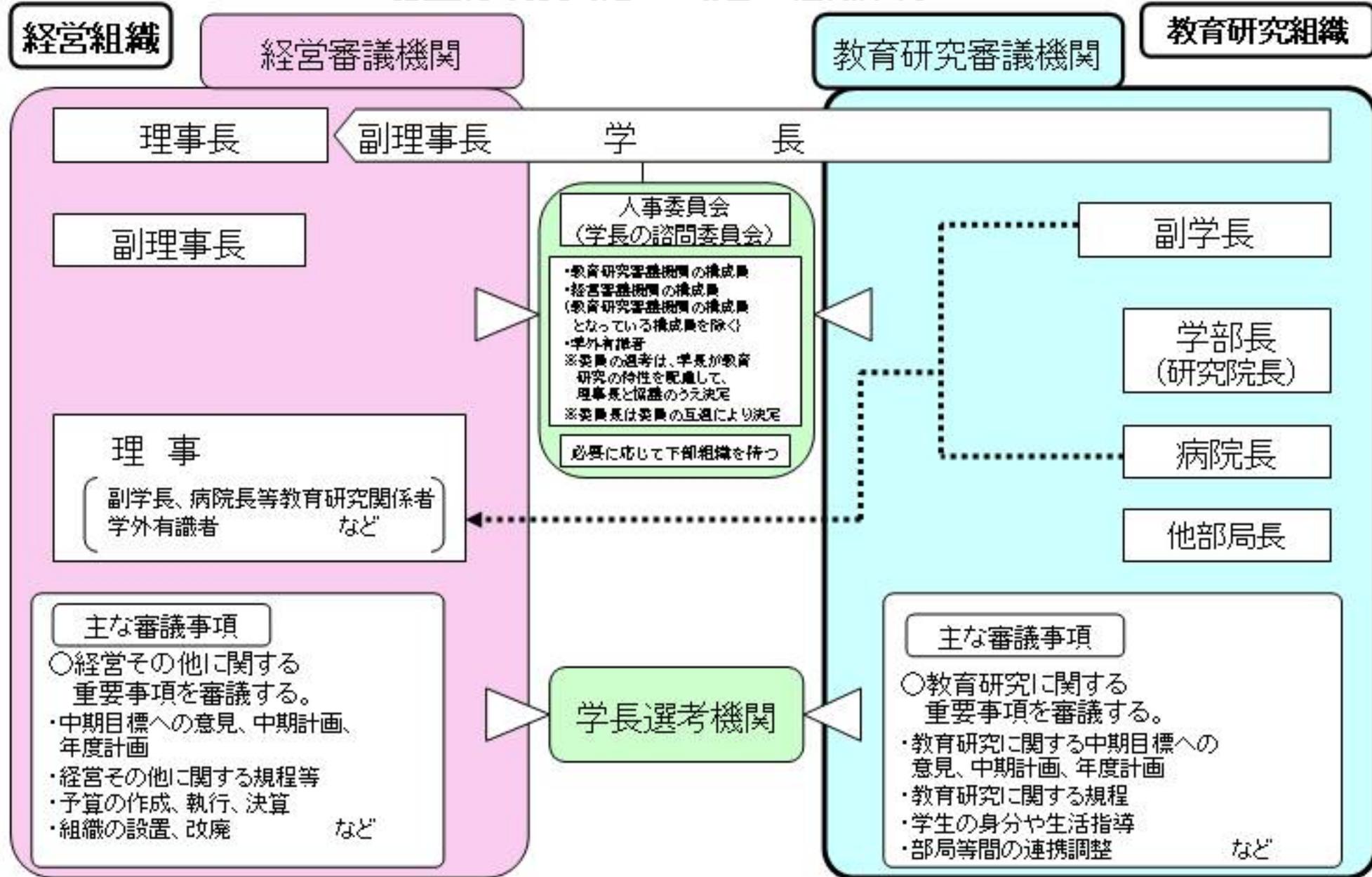
- (1) IT化の進展に対応した情報サービスの内容の充実を図る。
- (2) 学術情報の相互利用を活用・推進するとともに、情報検索ガイダンス等の実施により、情報リテラシー（処理活用能力）の向上を支援する。
- (3) 土曜・日曜等の開館日数を増やし、開館時間の延長を図るなど、利用者の利便性向上を図る。
- (4) 市民の生涯学習への高まり、教育関係者、市民活動、NPO・NGO 活動等への支援として、大学の持つ情報機能を活用し、市民への情報提供を行う。
- (5) 市民医療を支える医師の再教育や診療支援等へのニーズに応えるために、市内医療機関に従事する医療関係者への情報検索や、文献提供サービスの充実を図る。

8 - 4 学術情報センター運営の効率化

- (1) 学内に分散された学術情報の集中化を図ることにより管理の効率化を図る。
- (2) 研究費等で購入した資料の受け入れと書誌データベース化を進め、資料の活用を図ることにより、経費縮減を図る。
- (3) 法人化のメリットを活かして、より専門性を高め、効率的な運営に努めるとともに、必要に応じて業務の外部委託化などを行う。
- (4) 学術情報センター長は学内及び学外有識者等を充てることを含め、運営責任の明確化を図る。

付 属 資 料

独立行政法人化した場合の組織体制



○教育研究組織と経営組織との役割を区分することによって、教育研究組織としての自主性・自律性や専門性がより一層発揮できるようにするとともに、それぞれが連携・補完しながら機能する組織体制を構築する。このため、教育研究の責任者である学長と、経営の責任者である理事長を分離する。

○なお、経営組織側に、副理事長となる学長をはじめ、副学長や病院長などが理事として加わることにより、教育研究組織側の意向が十分に反映されるような組織とする。

大学改革中期プラン・大学改革中期アクションプランについて

	中期プラン	中期アクションプラン
(前文) 大学の基本的な目標	<p>横浜市立大学は、「発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い実践的教養と高い専門能力を身に付けるプラクティカルなリベラルアーツを目指した実践的な教養大学」を明確な目標とする。</p> <p>さらに、本学の教育・研究・運営が、市民・横浜市・市内産業界及び医療の分野をはじめとする多様な市民社会の要請に迅速に応えるものでなければならない。</p>	
中期プラン・アクションプランの期間	平成17年度からの6年間	
大学の教育研究等の質の向上に関する目標		
1 教育に関する目標		
(1) 教育の成果に関する目標	<p>リベラルアーツの教育目標</p> <p>* 高度な専門的能力獲得の基盤となる基礎学力、広い視野と大局的な判断力、豊かな人間性・倫理観などの育成を、重点的かつ組織的に進め、社会との接点をもった実践的視点から行うとともに、国際社会で通用する文章作成・発表・討論などの能力、英語を中心とする語学力を育てるため、「プラクティカルなリベラルアーツ教育（実践的な教養教育）」を行います。</p> <p>学部教育における目標</p> <p>* 四年間を通じて教養教育と専門教育を有機的に結び付け、国際都市横浜にふさわしい国際性、創造性、倫理観を持った人材を育てることを目標とします。</p> <p>大学院教育における目標</p> <p>* 大学院は、原則としては、文系は博士前期課程に限り、理系、医系は博士前期課程と精選された分野に限り博士後期課程を設けます。</p>	<p>リベラルアーツ教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>* プラクティカルなリベラルアーツ教育を総合的に行うことを目的として、商学部・国際文化学部・理学部の三学部を統合して国際総合科学部を設置します。</p> <p>* 国際総合科学部は、領域横断的で実践的な教養教育を行い、入学時ではなく一年次終了後に専門分野を決定し、またその後も変更を可能とする柔軟な教育システムを設けます。</p> <p>* プラクティカルなリベラルアーツ教育により、外国語（主に英語）をコミュニケーションの道具として使いこなす力、コンピュータを駆使して情報の受信・発信をする力、自分の考えを論理的に、根拠を示して書き、発表し、討論する力など、国際的に通用する技能を育成します。</p> <p>* 社会の第一線で活躍する実務家・専門家を学内に招いたり、インターンシップ、フィールドワーク等、学生が学外の世界を経験する機会を提供するなど、現実社会との接点を持った課題に積極的に取り組み、社会的な関心を伸ばし、実践的能力を高めていく教育を行います。</p> <p>学部教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>* プラクティカルなリベラルアーツは卒業まで一貫して行います。</p> <p>* 専門コースは複数のコースの履修を可能とするカリキュラム編成を行います。</p> <p>大学院教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>* 大学院の博士前期課程では、高い実務能力を持つ各分野での専門家を育成し、博士後期課程では分野を精選し学識豊かな研究者を育成することを目的にします。</p> <p>* 分野の選定にあたっては横浜市の有する大学院として地域貢献が果たせること、地域の産業を活性化させる産学連携ができること、また社会人や市民が学びやすいことなどを重視し、国際総合科学部に関連する大学院を改組します。</p>
(2) 教育内容等に関する目標	<p>アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <p>* 「実践的な国際教養大学」を実現し、その教育目標・カリキュラムにふさわしい、大学の求める学生像、能力等を明確にするためアドミッション・ポリシーを策定します。</p> <p>教育内容に関する基本方針</p> <p>* 現実社会との接点をもった課題に積極的に取り組み、社会的な関心を伸ばし、実践的能力を高めていく教育を行うとともに、国際的に通用する技能の育成を図ります。</p> <p>* それぞれの教育組織において、カリキュラムの管理責任を明確にするとともに、教育目標をカリキュラムの中に反映させます。</p>	<p>アドミッション・ポリシーに関する具体的方針</p> <p>* 学部・学府・コースのそれぞれにアドミッション・ポリシーを策定し、公表します。</p> <p>教育内容に関する具体的方針</p> <p>* 全学生が一年次にリベラルアーツに集中的に取り組むとともに、二年度以降、専門が分かれるとしても、組織間の連携をとり、卒業時までのリベラルアーツの理念が徹底する専門システムとします。</p> <p>* 学部の教育組織は、国際教養学府、理工学府、総合経営学府の三学府で構成します。</p> <p>* 各学府は、その教育理念・目標を、体系的カリキュラムによって達成していくために、コース制を設けます。コースは学生の所属する基礎組織であ</p>

	<p>*カリキュラムの編成と執行責任を明確にするために、コース長（主任教授）制度を導入するなど、カリキュラムの管理システムを構築します。</p> <p>医学・看護教育に関する基本方針</p> <p>*一人ひとりの健康を支えることのできる知識と技術を有し、高度先端医療を支えることのできる高度な知識と技術を合わせて有するとともに、これらの知識と技術だけではなく、病める人の心の痛みを十分に理解できる、人間性豊かで高い倫理観を有する医療人の育成に務める。</p> <p>入試に関する基本方針</p> <p>*幅広い実践的教養と高い専門能力を身につけるプラクティカルなリベラルアーツを目指す大学の新たな大学像を実現するため、入学者選抜方法の大幅な改革を行います。</p> <p>*本学で学ぶために必要な知識・学力・能力を明確にし、ペーパーテストで測れる学力だけでなく、多様な能力・適性を判定する入学者選抜の実施を目指します。</p>	<p>り、学生はそのコースに規定された履修要件を満たして卒業します。</p> <p>*コース設定については、横浜市の施策や市民・産業界への寄与並びに国立大学や私立大学が数多く存在する中で、どのような分野の教育・研究を担うかという必要性や優位性、横浜市が有する意義ある大学という視点や財務目標の考え方など大学改革全体の中で整理します。</p> <p>*国際教養学府が、医学部の一年次も含めて大学全体の教養教育（リベラルアーツ基礎教育）を担当します。</p> <p>*リベラルアーツ教育は、一年次のみではなく、二年時以降も行い、それぞれのカリキュラムに組み込みます。</p> <p>*学生が学府間、コース間を移動しやすくするとともに、他学府、他コースの授業科目を積極的に履修できるシステムを構築します。</p> <p>*複数コースを履修できるようにします。</p> <p>*コース定員の見直し、コースの改廃を一定期間ごとに検討します。</p> <p>*授業においては、専門家や実務家による講習、実習、研修などの実践的要素を可能なかぎり取り入れます。</p> <p>*各コースはカリキュラムの管理責任を明確にするとともに、教育目標をカリキュラムの中に明確に反映させます。教育効果をあげていくために、FD（ファカルティー・デベロップメント）に積極的に取り組みます。</p> <p>医学・看護教育に関する具体的方策</p> <p>*医学部に医学府と看護学府を置きます。</p> <p>*看護短期大学部の4年制化にあたっては、医学部看護学府とし、医学府と相互に補い合うことによってより質の高い教育の実現を目指します。</p> <p>*医学府においては、診療参加型臨床実習を重視した新しいカリキュラムである、コア・カリキュラムの導入にあたって、従来の講座制を廃止します。</p> <p>入試に関する具体的方策</p> <p>*募集区分を見直し、募集区分は学府に対応する区分とし、志望と一年次の成績により、二年次への進級時にコースの振り分けを行います。</p> <p>*二年次の進級時に、一定数は他学府への進学を可能とし、入学後に学問分野への興味や進路などが明確になった学生にも対応できるシステムにします。</p> <p>*特別選抜入試を多様化し、多様な能力、適性を有する学部学生を受け入れるとともに、横浜市が有する公立大学として、より多くの市民の子弟を受け入れることとし、市民の子弟を対象とする推薦入試枠を拡大するとともに、新たに市立高校等を対象とする指定校推薦入試を実施します。</p> <p>*一般入試についても、多様な興味と能力を持つ学生を受け入れるため見直しを行います。</p> <p>*学部の入試業務全体を推進する専門機関として、アドミッション・オフィス（仮称）を設置します。</p>
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標</p>	<p>教員配置等の基本方針</p> <p>*教育に重点を置いたプラクティカルなリベラルアーツの着実な実施に向け、カリキュラムの編成と執行責任を明確にするため、コース長（主任教授）制を導入します。</p> <p>*教員の人事は公募制を原則とします。</p> <p>*教育・研究の活性化に向けた人事システムを構築します。</p>	<p>適切な教員の配置等に関する方策</p> <p>*コース長（主任教授）は、担当するコースのカリキュラムと教員の配置計画を策定し、コースの管理運営の責任者となります。</p> <p>*コース長（主任教授）は、以下の役割を担います。</p> <ol style="list-style-type: none"> コースの管理運営に関する全てに責任を負います。 担当するコースのカリキュラムを策定し、管理します。 各コースに配分された予算を管理します。 カリキュラムに基づき教員の配置計画を策定します。 担当するコースを選択した学生に対し教学・進路に対する適切な助言と指導を行います。 <p>*コース長（主任教授）は、教員人事について以下の責務を担います。</p> <ol style="list-style-type: none"> カリキュラムに基づく教員の配置計画により、教員の採用が必要な場合は、各コースの予算を踏まえ、教員の人事、担当科目などの公募の条件を整理し、学部長に提出し、学部長が人事委員会に提出します。なお、実務的で多様な教育が行われるよう、実務家や専門家などを教員として採用するよう努めます。 人事委員会が行った公募に基づき、当該カリキュラムの管理運営責任者として応募者の予備審査を行い、意見を付して、学部長に採用候補者を発議し、学部長は人事委員会に採用候補者を提案します。 カリキュラムに基づく教員の配置計画により、研究院に所属する教員を

		<p>配置する場合は、教員名、担当科目などを整理し、学部長に提出し、学部長が、派遣を要請する教員が所属する各研究院長に要請します。</p> <p>d 任期が満了する教員の再任に当たっては、当該教員の教育に関する実績評価とコースの管理運営の両面から審査・検討を行い、当該コースにおける責任者の立場としての再任の考え方を学部長に報告し、学部長が人事委員会に報告します。</p> <p>* 評価システムを構築し、大学のレベルの向上と効率的運営を図るとともに、その教員が大学の目標に合致しそれぞれに設定された目標に達しているかを検証します。</p>
(4) 学生への支援に関する目標	<p>学生支援に関する基本方針</p> <p>* 入学後から卒業までの期間を通じた学生のキャリア開発を支援するためのシステムを構築し、大学をあげて取り組みます。</p> <p>* クラス担任など教育支援体制を確立するとともに、心身の健康を維持するための体制整備や就学のための経済面での支援制度の充実に努めます。</p>	<p>学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>* 一年次の教養教育において実施する教養ゼミの担当教員を、クラス担任と位置づけ、学生への履修相談、生活相談を充実します。二年次以降は、ゼミの担当教員、配属された研究室の教員等を学生の履修、生活等にわたる指導教員として明確に位置づけます。特に一年次の履修登録に当たっては、クラス担任教員との個別面接を必須とし、きめ細かな学生指導を行います。</p> <p>* 教員のオフィスアワーを必須とし、ウェブ上で教員別・日別等のオフィスアワー情報を提供します。</p> <p>経済的支援・就職支援に関する具体的方策</p> <p>* 学業成績が優秀でかつ生活が困難である者に対する奨学金制度の拡充など、就学のための経済面での支援体制を充実するとともに、対象者の中で特に成績優秀な者に対しては授業料減免などの方策を検討します。</p> <p>* 独自の奨学金について、民間資本の導入による充実策を検討します。</p> <p>* 一年次から四年次までを通じたキャリア開発のプログラムを編成し、カリキュラムに組み込みます。</p> <p>* ゼミの担当教員、指導教員等のキャリア開発、就職指導への役割を明確化し、学生指導を充実させます。</p> <p>* 企業の求人情報をデータベース化します。</p> <p>* 卒業生の就職先等の情報をデータベース化し、学生が就職活動に利用できるシステムを構築します。</p>
2 研究に関する目標		
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	<p>研究水準及び成果に関する目標</p> <p>* 研究成果を学部・大学院においては教育に、病院においては診療に反映させます。また、地域貢献・社会貢献のため還元するとともに、原則として公表します。</p>	<p>目指すべき研究の方向性</p> <p>* 研究は、外部資金を獲得して行います。そのため、すべての教員は、国家プロジェクトや科学研究費等、公募による研究費、共同研究や受託研究等による外部資金の獲得に、その義務として努めます。</p> <p>* 大学の経費を原資とする研究費は、大学が地域貢献や若手人材育成等必要と認めた場合、競争的資金として効率的に活用します。</p>
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標	<p>大学院・研究所等の研究の方向性と研究実施体制等に関する目標</p> <p>* 既存の研究領域の枠を超えた領域横断的研究分野を開拓し、社会のニーズに対応した柔軟な教育・研究体制を作ります。</p>	<p>大学院・研究所等の研究の方向性と適切な研究実施体制等に関する具体的方策</p> <p>* 病院教員以外の教員が所属し研究を行う組織として、人文・社会科学系、自然科学系、医科学系の3研究院を設置します。</p> <p>* 研究院での研究は教員の個人研究、共同研究、プロジェクト研究、プログラム研究、産学連携共同研究等であるが、大学附属研究所の研究との区別を明確にします。病院教員の所属する組織は病院とします。</p> <p>* 大都市の課題が複合化、複雑化している中で、今後は研究院に所属する教員のプロジェクトにより、文系だけでなく、理系、医系等異分野との融合的研究も視野に入れて、総合的、効果的に研究を推進することとし、経済研究所は廃止します。</p> <p>* 木原生物学研究所は、研究体制を見直し、医学研究科、総合理学研究科生体超分子システム科学専攻等との再編、及び(財)木原記念横浜生命科学振興財団への移管を検討します。再編及び移管の時期は、別途調整します。</p> <p>* 地震研究センターは、研究を継続します。</p> <p>* 環境ホルモン研究施設は、今後の取り組みについて、研究の目標を明確にし、その成果を確実に市民に還元していく必要があります。</p> <p>* 現在、学外委員も入れて検討中の先端医科学研究センターは、横浜市の中長期政策プランに沿って、設置を目指します。</p>

3 その他の目標		
<p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p>	<p>地域社会との連携に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> * 教育体制を再構築し、市民、横浜市、市内産業界の要請に応え、地域社会が必要とする人材を養成・供給します。また、社会人の教育機会を提供するとともに、市内高校との連携を推進します。 * 大学の知的資源を市民に還元し、高まる市民の学習意欲に応えるため、多様な生涯学習講座を開催します。 * 生涯学習事業への取り組みは、教員の本来業務とします。 <p>産業及び医療分野へのサービスに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> * 市民生活や文化の向上、産業の振興、横浜経済の活性化のため、大学の研究成果等の知的財産を機関として管理活用する体制を整備し、さまざまな機会をとらえて活用し、産学連携を積極的に展開します。また、産学連携により研究費等外部資金を獲得していきます。これらの事業は全教員の職務のひとつとします。 * 大学病院として、市民への安全かつ高度な医療の提供を行うため、安全管理対策、患者サービスの向上を図り、地域医療を充実します。 <p>学術情報センターの提供するサービスに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> * 市民が求める様々な文献情報の提供により、豊かな市民生活をサポートします。 <p>外国の大学との教育・研究上の交流に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> * 学生が留学しやすい環境を整備し、留学へのインセンティブを高めるため留学支援制度を充実します。 	<p>地域社会との連携・協力・社会サービス等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> * 社会人が大学、大学院レベルの知識・教養を身につけるため、市民の生涯学習ニーズや市内中学・高校の教員の専門的なりカレント教育のニーズにも対応した高度教養教育を提供します。 * また、企業・自治体の財務担当者や銀行マンなど金融専門家や、都市経営、公共政策等総合的視野に立って政策立案のできる自治体職員の再教育を行います。 * 研究生、科目等履修生、医学部における昼夜開講制などを引き続き実施するとともに、「科学の進歩」や医師研修会等、教員や医師の最先端の科学や医学の知識を学ぶ場を提供します。 * 市内の高校との連携を拡充し、相互の教育内容の理解を深め、高校生の進路決定の支援をします。 * 多彩な生涯学習講座を実施する。市民ニーズを考慮した企画や利用しやすい場所での実施を工夫しながら拡充を図るとともに、メールマガジンの配信を実施し、将来的には、市民がいつでもどこでも学習できるようインターネットを活用したe ラーニングなどの手法・単位の認定についても検討します。 <p>産業及び医療分野へのサービスに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> * 本学が有する人材、研究成果等の知的財産を有効に活用し、市民に還元することにより市民の文化・生活の向上に寄与し、製品開発や新産業の創出など産業の振興に貢献するため、知的財産を機関として管理・活用する体制を整備し、本学との協力関係にあるよこはまTLOを始め、関係機関・大学等との連携を強化します。 * 本学教員のさまざまな分野における基礎・応用研究や先端的研究等について、市民や企業等からの技術経営相談や共同研究・受託研究、また、知的財産管理活用体制を通して技術移転を図るなど、産学連携推進本部の機能を強化拡充し、産学連携を積極的に展開します。また、産学連携により研究費等外部資金を獲得していきます。 * 共同研究や受託研究により地域に貢献するほか、世界水準、国家レベルのプロジェクト研究を通して、横浜市民、産業界はもとより、人類社会に貢献していきます。また、総合理学研究科生体超分子システム科学専攻（鶴見キャンパス）は、理化学研究所と連携大学院を構成し、生命科学分野における国際的研究開発拠点「横浜サイエンスフロンティア」形成の中心的役割を担います。 * 大学病院として、患者サービスの向上並びに地域医療への貢献をより充実強化するため、中長期視点で取り組みます。 <p>学術情報センターの提供するサービスに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> * 日曜等の開館日数を増やし、開館時間を延長するなど、利用者の利便性向上を図ります。 * 市民の生涯学習への高まり、教育関係者、市民活動、NPO・NGO活動等への支援として、大学の持つ情報機能を活用し、市民への情報提供を実践します。 * 市民医療を支える医師の再教育や診療支援等へのニーズに応えるため、市内医療機関に従事する医療関係者への情報検索や、文献提供サービスの充実を図ります。 <p>外国の大学との教育・研究上の交流に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> * 英語圏を中心に提携大学を大幅に増加させ、海外の大学との交流を積極的に展開します。 * 留学支援制度の充実を図り、提携大学への留学によって取得した単位を、一定の期間及び条件に限って本学の単位として認定します。また、セメスター制を導入します。 * 学生の留学に際しては、外国政府、民間等の奨学金を利用できるよう、積極的に指導します。 * 留学生の受け入れに関して、ホームステイ、宿舍の借上げ等、民間活力の導入による生活の場の確保を検討します。
<p>(2) 附属病院に関する目標</p>	<p>2 附属病院の運営に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> * 大学病院として市民への安全かつ高度な医療の提供を行うため、一層の安全管理対策を推進します。 	<p>2 附属病院の運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> * 患者本位の医療を進め、病院経営の責任の明確化を図るため、附属2病院を医学部附属から大学の附属機関とします。 * 医学府での教育における附属2病院の関わりは非常に重要で、医学府と病

	<p>* 病院長権限のより一層の強化・充実を図るとともに、業務執行方法の見直しなどにより健全な経営基盤の確立を図ります。</p> <p>* 「安全性」と「効率性」の両立を図る中で、「市立大学の今後のあり方懇談会」の答申を踏まえた経営健全化を図ります。</p>	<p>院は密接な連携を保ちます。</p> <p>* 附属病院は、教育や開発研究に加え、高度医療とともに救急医療機能を備えた特定機能病院とします。</p> <p>* センター病院は幅広い分野の3次救急機能と市立病院など多くの地域の医療機関と密接な連携を進める地域医療を支援する病院とします。</p> <p>* 経営の健全化を進め、「市立大学の今後のあり方懇談会」答申にある次の具体的な数値目標を達成します。</p> <p>a 繰入金については、地方公営企業法の繰出金基準に準じる。</p> <p>b 診療・検査・入院などの収益的収支における繰入金を、3年後には地方公営企業法に準じた基準内繰り入れの範囲内とし、いわゆる基準外繰入額を解消する。</p> <p>c 収益的収入に対する人件費比率を60%未満とする。なお、計画を確実に達成するため、実施にあたっては関係局等と十分調整を図る。</p> <p>* 講座制の廃止に併せ、従来医局のこれまでのあり方を見直しその民主性・透明性を高めます。見直しに際しては、患者が身近な専門医による高い水準の医療が受けられるよう、新たな派遣体制を構築します。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p>		
<p>1 運営体制の改善に関する目標</p>	<p>運営体制の改善に関する目標</p> <p>* 教育研究の活性化に向けた持続可能な経営の確立に向けて、自主的・自律的な大学運営を目指すとともに、教育・研究に関する責任と経営に関する責任の明確化を図ります。</p> <p>* 教員の人事については、公募制を原則とするとともに、全学的な視点にたって、大学に新たに設置する人事委員会において選考します。</p>	<p>運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>* 改革を推進するため、大学の運営形態は地方独立行政法人とします。地方独立行政法人化により、地方自治体の人事制度や会計規則等にとらわれることなく自主的・自律的な大学運営が可能になります。</p> <p>* 教育・研究に関する責任と、経営に関する責任の明確化を図るため、教育研究組織と経営組織の役割を区分し、学長と理事長を分離します。</p> <p>* 教育研究の水準の向上を図るため、全学的な視点に立って、より優秀な人材を招聘し、確保する仕組みとして、学長の諮問委員会である人事委員会を創設します。</p> <p>* 人事委員会は、公募制、任期制による教員人事について、公正性、透明性、客観性を持って行ない、教員人事の活性化、適正化を図ることを目的とします。</p> <p>* 人事委員会の組織は、教育研究審議機関の構成員の中から選ばれた委員及び、経営審議機関の構成員（教育研究審議機関の構成員となっている構成員を除く。）の中から選ばれた委員に、学外有識者を委員として加え構成します。人事委員会の委員の選考は、学長が教育研究の特性を配慮して、理事長と協議のうえ決定するものとします。委員長は委員の互選により決定するものとします。また、必要に応じて下部組織を持ちます。</p> <p>* 人事委員会は以下の責務を持ちます。</p> <p>a 教員等の採用のための公募</p> <p>b 教員等の採用の審査</p> <p>c 教員等の再任の審査</p> <p>教員等には、副学長、学部長、研究院長、コース長（主任教授）を含みます。</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p>	<p>教育・研究組織の再編・見直しのシステムに関する目標</p> <p>* 時代のニーズ。地域貢献、経営改善等の観点から、教育研究体制を見直し・検討を進めます。</p>	<p>教育・研究組織の再編・見直しのシステムに関する具体的方策</p> <p>* 教育組織と研究組織を分離し、教育組織としての学部は、学部の縦割りを廃し、時代のニーズに柔軟に対応できる二学部（国際総合科学部と医学部）とし、病院に所属する教員以外の教員が所属し研究を行う研究組織として三つの研究院（人文・社会科学系、自然科学系、医科学系）を設置します。</p> <p>* 学部教育として、プラクティカルなりベラルーツを目指す国際総合科学部と、市民の医療、健康などの教育を担う医学部を置きます。</p> <p>* 大学院は専門性を高め、地域に貢献できる人材を育成する研究科・専攻を設けます。</p> <p>* 研究院での研究は教員の個人研究、共同研究、プロジェクト研究、教育プログラム研究、産学連携共同研究等を行います。</p> <p>* 大都市の課題が複合化、複雑化している中で、今後は研究院に所属する教員のプロジェクトにより、文系だけでなく、理系、医系等異分野との融合的研究も視野に入れて、総合的、効果的に研究を推進することとし、経済研究所は廃止します。</p> <p>* 木原生物学研究所は、研究体制を見直し、医学研究科、総合理学研究科生体超分子システム科学専攻等との再編、及び(財)木原記念横浜生命科学振興財団への移管を検討します。再編及び移管の時期は、別途調整します。</p>

		<p>*地震研究センターは、研究を継続します。</p> <p>*環境ホルモン研究施設は、今後の取り組みについて、研究の目標を明確にし、その成果を確実に市民に還元していく必要があります。</p> <p>*現在、学外委員も入れて検討中の先端医科学研究センターは、横浜市の中長期政策プランに沿って、設置を目指します。</p>
3 人事の適正化に関する目標	<p>人事の適正化に関する目標</p> <p>*大学の目標が効果的・効率的に達成できるよう能力・実績主義に基づく教員人事システムを構築します。</p> <p>*組織及び教員個人の目標に対して、その達成状況など業績を適切に反映できるような、公正かつ総合的な教員評価制度を導入します。これにより目標達成に向けたインセンティブとなるような任期制や、給与制度（年俸制など）と併せて運用することにより、教育研究活動等の活性化を図ります。</p>	<p>人事の客観性・透明性・流動性を確保するための具体的方策</p> <p>*多様な知識や経験を有する教員等の交流の活発化を図り、教育研究を進展させるため、原則として全教員を対象に任期を定めて任用する制度とします。今後、関係法令を踏まえ、具体的な制度設計を行うこととします。なお、現時点では、任期（期間）は、一律ではなく、教育計画、研究計画、業績や実績、経営的視点などにより決定するものとし、原則として再任を可とするシステムを想定しています。</p> <p>*任期制のメリットを活かし、大学のセールスポイントともなる産業界等からの各分野の実務のエキスパートの公募や招聘を積極的に行います。</p> <p>*職責や業績に応じた、より適切な給与制度とするため年俸制を導入します。</p> <p>*年俸制は、教育研究活動等の活性化を図り、教育や研究、診療や地域への貢献など、教員の活動実績が給与処遇などに反映され、インセンティブを高める給与制度とします。</p> <p>*組織および教員個人の目標に対して、その達成状況など業績を適切に反映できるような、公正かつ総合的な教員評価制度を導入します。</p> <p>*教員の評価制度は、評価結果を改善に結びつけるとともに、評価の結果として成果をあげた際には適切に処遇等に反映させることで、組織や教員個人のインセンティブが高まる仕組みとします。</p>
4 事務等の効率化・合理化に関する目標	<p>事務組織の効率化・合理化に関する目標</p> <p>*教職員はそれぞれの立場で専門性を高めるとともに、柔軟で効率的な執行体制を整えます。</p> <p>*法人化後の事務組織体制の構築にあたっては、機構改革後の現行の事務局組織を基本としつつ、新しい市立大学の運営を担うにふさわしい事務組織体制の構築を目指します。</p>	<p>事務組織の効率化・合理化に関する具体的方策</p> <p>*法人化後の事務組織体制の構築にあたっては、学務事務、学生支援、産学連携、知的財産管理、生涯学習、病院経営管理などの実務を専門的に担う事務職員の配置を行います。</p> <p>*法人化のメリットを活かして、法人独自の事務職員の採用形態の導入を検討するとともに、職員の専門性を向上させる研修の実施や人事ローテーションの配置についても法人独自の工夫を検討します。</p> <p>*簡素で効率的な組織と人員配置のスリム化を実現することはもとより、経常的事務処理については外部化の拡大を検討します。</p>
財務内容の改善に関する目標		
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標	<p>自己収入の増加と安定的確保に関する目標</p> <p>*市民の信頼を得て、持続可能な大学経営の実現を目指し、安定した収入の確保に努めます。</p> <p>*大学として自主・自律した経営を行うには、あらゆる工夫を図り、自主財源の拡大を目指します。</p>	<p>自己収入の増加と安定的確保に関する具体的方策</p> <p>*授業料等の学生納付金及び病院の保険外収入については、市会の議決を経て、市長により認可された範囲内で、大学の特性を考慮しつつ、他大学・他病院の動向も踏まえながら、適切な額を大学が設定します。</p> <p>*外部研究資金や寄付金を積極的に獲得するとともに、知的財産の活用による収入、公開講座など教育研究関連事業による収入など自主財源拡大を図ります。</p> <p>*研究は、外部資金を獲得して行います。そのため、すべての教員は、国家プロジェクトや科学研究費等、公募による研究費、共同研究や受託研究等による外部資金の獲得に、その義務として努めます。</p> <p>*大学の経費を原資とする研究費は、大学が地域貢献や若手人材育成等必要と認めた場合、競争的資金として効率的に活用します。</p>
2 資産の運用管理の改善に関する目標	<p>資産の安定的な運用及び学内施設の有効活用に関する目標</p> <p>*大学の資産を効率的に有効活用し、自主財源の拡大を図り、持続可能な大学経営の実現に役立てます。</p>	<p>資産の安定的な運用及び学内施設の有効活用に関する具体的方策</p> <p>*外部機関が、会議等で大学施設を利用する場合には施設使用料を徴収することを検討します。</p> <p>*大学の施設や、教育研究の成果を活用し、企業から社員教育などを請負うことを検討します。</p> <p>*知的財産の取扱いに関する方針を策定し、社会貢献の使命や基本的考え方、研究成果に関する取扱方針、知的財産の活用方針等を決定します。</p> <p>*新技術、新事業、新産業の創出を、産業界と連携して担い、大学が機関として組織的に知的財産を管理し、活用を支援していきます。</p> <p>*知的財産の機関管理や教員の意識変革を推進するための知的財産管理体制を構築します。</p> <p>*高額な設備・機器などはその利用実態を点検し、学外との共同利用を検討します。</p>

社会への説明責任に関する目標		
1 評価の充実に関する目標	自己点検・評価の改善に関する目標 * 評価システムの導入を組織全体として取り組みます。 * 本学全体の目標や計画の達成に向けた学部などの組織としての目標・計画、さらにそれを達成するため組織の構成員たる教員個人の目標・計画を策定します。 * 組織及び教員個人の目標に対して、その達成状況など業績を適切に反映できるような、公正かつ総合的な教員評価制度を導入します。	自己点検・評価の改善に関する具体的方策 * 教員の評価について、これまでの評価は、研究業績が重視され、学生教育や診療、大学運営、地域貢献に関する活動に対する評価が重視されていませんでしたが、新評価システムでは、目標・計画に照らし、教員を総合的に評価する制度を構築します。 * 評価については、大学あるいは組織の目標に沿って、「大学から求められた役割をきちんと果たしているか」の視点が重要であり、学生、市民、患者などへのサービス（満足度）が評価に反映される仕組みを取り入れます。 * 評価の視点や基準については多角的に検討します。 * 教育・研究の両面に評価制度を導入するとともに、病院にあっては診療についても評価を導入します。 * 大学運営に関する活動や地域への貢献、横浜市の施策や市民・産業界への寄与なども評価の対象とするなど、総合的な評価制度を導入します。 * 評価結果が、処遇の決定、研究環境の向上、任期などに反映されるシステムを導入します。
2 情報公開等の推進に関する目標	情報公開を推進する体制の整備に関する目標 * 積極的な情報公開を進めるとともに、大学として責任ある情報発信・広報を行います。 * 情報公開による説明責任の遂行と社会的信頼性の確保に努めます。	情報公開を推進する体制の整備に関する具体的方策 * 教授会の運営にあたっては積極的な情報公開に努めます。 * 教員の教育活動の状況や研究成果などを公開します。 * 生涯学習事業や産学連携、学生による授業評価結果など大学が行う諸事業・諸施策の実施状況についても、その公開を進めます。 * 大学及び病院の経営状況についても、その公開を進めます。 * 医療事故については、公表基準に基づき公表し、事故防止に努めます。 * 大学として責任ある情報発信・広報に努め、ホームページなどの広報媒体に関する倫理コードなどを整えます。 * 個人情報や研究情報などの適切な管理を進めます。
その他業務運営に関する重要目標		
1 施設設備の整備等に関する目標	施設設備の有効活用を図るための目標 * 大学の目標が効果的、効率的に達成できるよう、また大学の諸活動が効率的、機能的に行えるように、既存施設の有効活用を図るとともに、計画的な施設整備を進めます。	施設設備の有効活用を図るための具体的方策 * 現在、学外委員も入れて検討中の先端医科学研究センターは、横浜市の中長期政策プランに沿って、設置を目指します。 * 粒子線がん治療研究施設の整備を目指します。 * 施設の長寿命化を推進します。 * 外部資金による施設・設備の整備を進めます。 * 施設や設備の利用状況を点検し、大学の諸資源を有効に活用します。 * ITなど情報基盤の充実・整備計画を検討します。 * 設備・機器類整備の適切な負担のあり方について検討します。
2 安全管理に関する目標	安全管理に関する目標 * 関連法令等を遵守して安全管理に努め、学生、患者、教職員、近隣住民等の安全を確保します。 * 特に病院にあたっては患者本位の医療を進めるとともに、安全管理を徹底します。	安全管理に関する具体的活動 * キャンパスの安全管理体制を総点検し、委員会管理などのあいまいな責任体制の見直しを行い、施設等の利用・使用実態に応じた責任体制を確立します。 * 病院の安全確保については、事故防止に向けたインシデント報告や患者アンケート等を十分活かし、きめ細かく配置したリスクマネージャー等の安全管理体制が引き続き機能するよう、その徹底に努めます。 * 安全管理に向け、必要な訓練・研修・広報を進めます。

大学改革市民アンケート調査概要

本調査は、大学改革案の策定にあたり、市民、産業界、高校生（受験生）、高校教員（予備校教員）、市立大学の学生に対してアンケート形式による調査を行った。アンケートの対象規模は約1万人で、回収率は30.8%であった。

横浜市立大学への期待

改革への期待について、学生、受験者は学部やカリキュラムの充実を望んでおり、市民は地域への貢献、企業は人材の育成を望んでいる。

- (1) 高校生・予備校生アンケートで、期待として記述されたものを整理してみると、「大学改革」に関するもの(7件)、「学部・学科と募集定員」に関するもの(21件)、「入学制度と卒業制度」に関するもの(9件)などが多く、期待としての記述は55件を数えた。

具体的意見の例

- ・ 推薦でとる人数を増やして欲しい。
- ・ 看護学部も4年制を作ってください
- ・ 国立とも私立とも違う何かを期待します。

- (2) 高校・予備校関係者(主に進路指導担当)アンケートでは、「望ましい大学像」として、『地域に開かれた大学・地域に根ざした大学』(9件)と『個性、特色ある大学』(7件)という意見に集約される。

具体的意見の例

- ・ これまで以上に地域性を活かし、重視したきめ細やかな教育活動を展開し、「これぞ横浜市立大学」と言えるような特徴のある大学作りを期待しております。
- ・ 小規模総合大学、地域に密着した大学としての良さを残して欲しい。高校生向けの公開セミナー、市民向けのセミナーを充実して欲しい(学生による研究発表会の公開など)。

- (3) 市民アンケートでは、市民が考える、市立大学の各種の地域貢献の重要度をみると、「横浜市の市民・納税者に、十分な貢献を行う」が最も重要度が高く、「とても重要である」が50.8%で過半となっており、これに「わりと重要である」を加えた重要度比率は81.7%と高水準にある。

具体的意見の例

- ・ 市民として市立大学に対する期待は大きい。特に医学治療分野における市民への貢献および生涯教育に対する市民への働きかけに大いに期待したい。
- ・ 社会人が働きながら勉強する制度を沢山作って学生を増やす方が良いと思います。その方が社会に貢献することも市政に意見や興味もでてる。

- (4) 企業・産業関係者アンケートでは、市立大学が横浜市の公立大学として、大学の持つ人的・物的資源を生かして社会的使命を果たしていくためにはどのような改革・改善案を重視すべきかを尋ねたところ、「非常に重視する」とした割合から、「高度な専門教育の充実」(38.2%)、「人格教育への取り組み」(30.0%)、「大学院教育の拡充(高度な実務専門家養成の修士課程の充実)」(24.1%)、「産学連携の強化(工学系を含む研究体制の整備)」(24.1%)、「社会人教育の拡充(学位取得も含む)」(18.2%)が上位5つに取り上げられた。

具体的意見の例

- ・ 今の学生をみてもがっかりする事が多い、人格を磨く事、社会に対応できる人が一番大切。
- ・ 市大の貢献は大と認めます。時代は自助努力を求めており産業社会研究開発と特色を發揮し世の為役立つ事が求められその成果を期待されている。日本企業が世界で活躍しているが数としては100程度である。陽のあたらぬ中小企業を活性化させ各社特徴ある技術・研究開発等を貴校がとりあげて更なる改良開発を推進するならば(利益の分配も含めて)産学の2人3脚で地方と国の発展は確かなものとなる。そこに集中してほしい。

リベラルアーツ教育

1. 市大生、高校生(予備校生)、高校(予備校)教員ともに高く評価しており、ニーズが高い。

- (1) 市大生アンケートでは、「学部4年間は、どの分野にも共通する幅広い教養教育(リベラルアーツ)を総合的に学ぶ、いわゆるリベラルアーツを専門にする大学の設置について」の賛否をみると、学部・短大全体で「とてもよいと思う」(23.6%)に「わりとよいと思う」(38.1%)を加えた賛同者が60%以上を示しており、「ぜんぜんよいと思わない」(5.7%)に「あまりよいと思わない」(9.7%)を加えた者(14.6%)を大きく上回っている。

学部別にみても、リベラルアーツを専門とする大学の設置についての賛同者はすべての学部で過半となっている。

具体的意見の例

- ・ 学部の枠にとらわれず、学生が学びたいことを自由に選択できるようにしてほしい。もっと語学にも力をいれるべきだ。
- ・ どの分野も学習できるようにしつつ、専門的な分野も同時に学習できるようにしたら良いと思う。

- (2) 高校生・予備校生アンケートでは、「リベラルアーツを専門にする大学があったら進学したいか」という設問に対して、「ぜひ進学したい」に「わりと進学したい」を加えた「進学したい」という賛同者が53.9%と過半を占めている。

具体的意見の例

- ・ 今の日本の教育を改善させるにはピッタリな制度だと思います。僕は、国際関係に大変興味をもっておりますが、やはり、そういう専門的な知識をほんとうの意味で、深く学ぶ、身に付けることの出来る環境がまだまだ足りないように感じます。私が一番言いたいのは決まった教育にとらわれないことです。今までのある程度、幅の決まった教育では、もっと幅広い一つのことからどんどん知識が広がるような教育。そういった新しい教育にチャレンジするフロンティアの精神を持った大学の先駆者になってくれるよう強く願います。

- (3) 高校・予備校関係者アンケートでは、「日本でもリベラルアーツを専門にする大学があればよいと思うか」という設問に対して、高校・予備校の進路指導担当者は、「とてもよいと思う」が25.0%、またこれに「わりとよいと思う」の43.5%を加えると68.5%となり、3人に2人以上が肯定的な意見を示している。

具体的意見の例

- ・ 学生にとっては目新しい実学的なものが魅力的だと思いますし、その方が、学生があつまると思いますが高度な技術や最先端の知識だけでなく人間として、深く根をはれるような学問的栄養も社会人として必要だと思います。改革をアピールするのも、新しいものと堅実な教養教育、両者のバランスを考えていただきたいと思います。
- ・ 単なる就職対策、スキルアップにとどまらず、学問の基本的な概念・姿勢をきちんと身につけられるよう真の意味でのリベラルアーツを望んでいます。

2. 大学入学後の文系・理系の選択、専攻分野やコースの選択についても、ニーズが高い。

- (1) 市大生アンケートでは、「大学入学後に文系か理系を選択できたり、専攻分野やコースを選択できたらどう思うか」の設問に対し、学部・短大全体で「とてもよいと思う」(29.6%)に「わりとよいと思う」(36.2%)を加えた者が65.8%となっており、「ぜんぜんよいと思わない」(5.8%)に「あまりよいと思わない」(8.8%)を加えた者(14.6%)を大きく上回っている。学部別にこの制度の賛否をみても、すべての学部で賛同者が半数を超えており、特に看護短期大学部、商学部や医学部に賛意を示す者が多く、70%以上となっている。

具体的意見の例

- ・ 教養課程から専門に移るときに、ある程度の進路の選択が出来ればよいと思う。
- ・ 入学後の転学部・転学科を一年でもできるようにする。

- (2) 高校生・予備校生アンケートでは、「大学入学後にある程度履修した後、学部・学科やコースを選択することができたらどう思うか」の設問に対し、「とてもよいと思う」に「わりとよいと思う」を加えた「よいと思う」という賛同者が 85.4%と圧倒的多数を占めている。

高校生が大学で専攻したい分野は、「文系」が 45.4%、「理系」が 42.5%でやや「文系」を志向する者が多い。また、4年制大学への進学を決めていても、約1割強の 11.2%の者は専攻分野をまだ決めていない。

具体的意見の例

- ・ 他学部受講を可能にして欲しい。例えば医学部だけ、国際文化学部の講座をとれるようにするなど。(オープンスクール参加者)
- ・ 学部間で交流ができ、他学部の講義を聴くことができること。(オープンスクール参加者)

- (3) 高校・予備校関係者アンケートでは、同じ設問に対し、高校・予備校の進路指導担当者は、「とてもよいと思う」が 26.9%、またこれに「わりとよいと思う」の 38.0%を加えると 64.8%となり、3人に2人近くが肯定的な意見を示している。

具体的意見の例

- ・ 学部はあっても、自由に横へ(他学部)へ移動できるようなシステムであってほしい。
- ・ 大学受験時に特定の学問をやりたいと決めている者は少ないと思う、一年次に様々な学問あるいは外国語の紹介をするようなカリキュラムがあると良いのではないのでしょうか。

3. リベラルアーツの教育目標は、企業の求める人材のニーズに合致している。

企業・産業界アンケートでは、回答企業 170社が採用に際して重視する資質や能力などを「非常に重視する」割合からみると、「積極性」が 53.5%で最も高く、次いで「コミュニケーション能力」34.1%、「創造力」33.5%、「探求心」30.6%、「問題解決能力」30.0%となっている。

具体的意見の例

- ・ 一般論として大学出ても実技がない、理論がないで、ほとんど一年は使い物にならない学生が非常に多い。

大学改革市民アンケート調査概要

対象		調査日	標本数	回収数	調査方法
市民等	市民（18歳以上）	9/2～12	3,000	507	郵送留置、郵送回収
	シンポジウム参加者	7/20	490	242	当日配布、当日回収
教育関係	県内の高等学校（国・公・私立）進路指導担当	7/30～8/8	264 (市内106)	102	郵送留置、郵送回収
	予備校等進路指導担当	8/8～18	11	6	〃
学生・高校生等	市立大学学生	7/25,26,28	462	462	学内にて調査員による聞き取り調査
	高校生（県内高校）受験生（予備校）	7/30～8/18	2,750 (1校10名)	582	教育関係者と同封（高校等にて調査）
	ワンデイオープンスクール参加者	8/1	2,200	1,026	当日配布、当日回収
	ミニオープンスクール参加者	6/14	256	208	当日配布、当日回収
産業界	企業（市内他）	9/2～12	1,285	170	郵送留置、郵送回収
計			10,718	3,305	回収率 30.8%